

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成29年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成29年7月6日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成29年7月6日 木曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後5時20分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第5号議案 沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
- 2 乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 3 乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 4 乙第10号議案 県道の路線の認定及び廃止について
- 5 陳情平成28年第31号、同第32号、同第41号、同第44号、同第45号の4、同第46号、同第56号、同第57号、同第64号、同第65号、同第75号、同第76号、同第84号、同第88号、同第89号の4、同第106号、同第107号、同第115号、同第134号、同第135号、同第145号、同第156号、同第160号、同第169号、陳情第3号の4、第8号、第9号、第11号、第12号の2、第20号の3、第21号、第29号、第30号、第35号、第38号、第46号の4、第56号、第61号、第64号、第69号、第78号及び第80号
- 6 閉会中継続審査・調査について
- 7 視察調査日程について

出 席 委 員

委員	長	新垣	清涼	君
副委員	長	照屋	大河	君
委員		座波	一	君
委員		具志堅	透	君
委員		翁長	政俊	君
委員		仲村	未央	さん
委員		崎山	嗣幸	君
委員		上原	正次	君
委員		赤嶺	昇	君
委員		嘉陽	宗儀	君
委員		糸洲	朝則	君
委員		座喜味	一幸	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土木	建築	部長	宮城	理君
道路	街路	課長	玉城	佳卓君
道路	管理	課長	喜屋武	元秀君
河川		課長	石川	秀夫君
港湾		課長	照屋	寛志君
空港		課長	與那覇	聰君
参事兼都市計画・モノレール		課長	古堅	孝君
建築	指導	課長	宮平	尚さん
環境		部長	大浜	浩志君
環境	企画	統括	棚原	憲実君
環境	整備	課長	松田	了君

自然保護課長 金城 賢君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第5号議案、乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第10号議案の4件、陳情平成28年第31号外41件、閉会中継続審査・調査について及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長及び土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第5号議案沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料「土木環境委員会」により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

乙第5号議案沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、県土の景観形成に係る重要事項を一元的に調査審議することにより、景観形成の円滑な推進を図るため、沖縄県景観形成条例に基づく沖縄県景観形成審議会に沖縄県屋外広告物条例の規定による調査審議事項を担当させる必要があることから、両条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元の配付資料2の1により、提出議案の概要を御説明いたします。

初めに、資料の構成を説明いたします。

1ページから2ページは条例案の概要になっております。

3ページから6ページまでは新旧対照表、7ページから9ページまでは地方自治法及び屋外広告物法の参照条文、10ページは沖縄県景観形成審議会及び沖縄県屋外広告物審議会の統合についての資料となっております。

それでは、資料の1ページをごらんください。

改正の経緯及び必要性について御説明いたします。

県では、地域の特性を生かしたすぐれた景観を守り育て、またはつくり、も

って快適で魅力あるふるさと沖縄の創生に寄与することを目的として、平成6年に沖縄県景観形成条例を制定し、景観形成の取り組みを推進してまいりました。同条例では、沖縄県景観形成審議会を設置し、沖縄県景観形成基本計画の策定など、県土の景観形成に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、または建議することができることとしております。

一方、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的として、昭和50年に沖縄県屋外広告物条例を制定いたしました。広告物の表示または掲出物件の設置が基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときの許可に当たって意見聴取を行うほか、屋外広告物に関する重要事項を調査するため、沖縄県附属機関設置条例により沖縄県屋外広告物審議会を設置しております。

沖縄の多様な風景を類型化し、景観施策を総合的に展開するための目標と方針を示した沖縄県景観形成基本計画では、屋外広告物は、地域の魅力向上を図るための景観要素の一つとして位置づけられていること及び景観形成審議会の担当事務が屋外広告物審議会の担当事務を包含することから、景観形成審議会に屋外広告物条例の規定による審議事項を担任させる必要があると考えております。

次に、改正案の概要を新旧対照表で御説明いたします。3ページをごらんください。

まず、沖縄県屋外広告物条例について、第12条第3項の「沖縄県附属機関設置条例」を「沖縄県景観形成条例」に、「沖縄県屋外広告物審議会」を「沖縄県景観形成審議会」に改め、両審議会を統合することとしております。

また、両審議会の統合とは直接関連しませんが、今回の改正に合わせまして、第52条に見出しとして「両罰規定」を、第53条に見出しとして「過料」を加えております。

次に、5ページの沖縄県景観形成条例について、第26条第1項及び第2項の「この条例」の次に「及び沖縄県屋外広告物条例」を、同条第2項の「景観形成」の次に「及び屋外広告物」を加えております。

また、両審議会の統合後、屋外広告物に係る簡易な審議事項などに対して機動的に対応し、かつ審議会の円滑な運営を図るため部会を設置することが望ましいことから、第27条第4項の次に「審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。」旨の規定を加えております。

最後に、6ページの沖縄県附属機関設置条例について、第1条関係の別表から「沖縄県屋外広告物審議会」を削除しております。

今回の改正は、景観及び屋外広告物に関する重要事項を一元的に調査・審議することで、良好な景観形成を円滑に推進していくことを目的としております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 条例の効果を伺いたいと思います。今回、統合するという議案になっているのですが、そもそもこの条例の制定は、良好な景観形成や風致の維持のためという目的があると思っています。今、県内を見ているとさまざまな違法な広告掲出が見受けられます。それに対して、条例の効果はどうなっているのか。あるいは、条例がなければもっとひどいという話なのか。条例をもってどういう指導・監督をしているのか。その辺のところを説明してもらえませんか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 沖縄県屋外広告物条例につきましては、昭和50年に設置して、良好な町並みの形成に資するという事で取り組んでおります。例えば、屋外広告物の除去件数からすると、平成28年度は約9500件、平成27年度は約1万7000件です。町並みを良好な景観に保つということに関して屋外広告物条例は貢献していると考えております。景観形成条例については、例えば、景観地区を設定して赤瓦を入れるなど、首里城周辺の景観形成や、各地区の守るべき主要な景観のあるべき姿に貢献していると思っております。

○具志堅透委員 広告物に特化して確認をします。先ほど指導件数が1万件を超えて云々という話があったのですが、主な指導内容はこういったものですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 この条例では、禁止地区を定めております。まず、国道、県道沿いは原則的に禁止です。また、風致地区一景観

を守るべきところについては禁止をしております。それから、禁止物件一橋梁や歩道橋、街路樹、信号機は基本的に禁止になっております。許可する地域においても、表示看板の大きさを規制することによって景観形成に貢献しているものと考えております。

○具志堅透委員 実際に私も掲げながら非常に言いにくい話なのですが、選挙のときののぼりなどは、かなりひどいと思っています。罰則規定などはあるのですか。もっと厳しくしていただきたいという思いがあって一選挙ののぼりに限らず、どこの何とか会議というのが年がら年中立っているのですが、これは違法ではないのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 公職選挙法で認められた選挙ポスターについては屋外広告物条例の規定は適用されておられません。のぼりは広告物に含まれるので、この条例が適用されることとなります。

○具志堅透委員 選挙のときは仕方がないということも言えないのですが、年がら年中、沖縄中に何とか会議というのぼりが立ったり、選挙ののぼりも一緒です。これに罰則規定はありますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元の資料の3ページをごらんください。沖縄県屋外広告物条例第52条が罰則規定、第53条が過料となっております。

○具志堅透委員 まず自分を律する意味での質疑でもあるということを上上げて、一般に商業目的で自分の店の前で行うのは、ある程度はいいだろうと思っています。ただ、政治的なイデオロギーを持ったものを道路沿いに立てるのはできるだけ厳しく対処していただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 これまでの説明を伺いますと、沖縄県景観形成審議会と沖縄県屋外広告物審議会の2つを沖縄県景観形成審議会にいくくりにして、部会を2つ置くと。したがって、スリム化した感じなのですが、このメリット、デメリットは何ですか。また、なぜこうせざるを得ないのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 両審議会で重複している部分があることや委員の専門分野がほぼ重複していること。それから、審議事項の関連性が強いことから、統合することによって行政の総合性、効率性の確保の観点からメリットは大きいものと考えております。デメリットについては、特にございません。

○糸洲朝則委員 スリム化して沖縄県景観形成審議会の中で一今、言うように重複する部分があるので、それでいいかと思っておりますが、今まであった審議会が1つに統合されるわけですから、人的な配置もおのずと違ってくると思います。2つの審議会を1つにまとめる場合、委員の人数はどう変化していますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 もともと両審議会とも委員は15名でした。資料の10ページをごらんください。左側が現行で右側が改正案となっております。左側の沖縄県景観形成審議会、沖縄県屋外広告物審議会をまとめて、右側の改正案のように1つにします。その中に屋外広告物の部会がございます。15名のうち8名は屋外広告物部会に入っていて、広告物の審議をしてもらうこととなります。この8名に関して、専門分野はほぼもとの審議会と同じなので、審議会自体の組織が弱くなるということはないと思います。

○糸洲朝則委員 沖縄県景観形成審議会も沖縄県屋外広告物審議会も、もともと15名いたわけでしょう。それを一くくりにして屋外広告物部会に8名一そして、資料に〇〇部会とありますが、それはどういったものがあるのか。そこには何名配置されるのかというのがよくわからないのですが。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 訂正させていただきます。先ほど、沖縄県屋外広告物審議会の委員は15名とお答えしましたが、11名でございます。ほかの部会につきましては、現在、決まっておりません。今後、いずれかの部会が出てきた場合はここに位置づけていこうということで書いております。

○糸洲朝則委員 屋外広告物部会がメインで、もう一つの部会はそんなに人数も要らないし一例えば、どういうものを想定しているかということは説明できますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 資料の10ページをごらんください。沖縄県景観形成審議会の審議事項が左に書かれております。沖縄県景観形成基本方針の改定や沖縄県景観形成基本計画の策定は、沖縄県景観形成審議会で審議してもらうものです。逆に、右側の沖縄県屋外広告物審議会にもこのような審議事項がございます。その中の破線で囲った部分、屋外広告物の許可または適用除外に関する基準の策定または変更、それから、屋外広告物の特例許可の2つが屋外広告物部会で審議してもらうことで、それ以外については本体の沖縄県景観形成審議会で審議することとなります。

○糸洲朝則委員 観光立県でもありますので、沖縄らしい景観形成の一くくりの中に屋外広告物を位置づけて、しかもこれが大半を占めるということを考えると一先ほど少し出ていましたが、条例に抵触し得る物件はかなりあるのですか。多分、今までのものが厳しくなるということでもないと思うのですが、どうですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 平成22年度、平成23年度に浦添市内、中南部地域で実態調査をしております、違反が約27%あったということです。

○糸洲朝則委員 従来の条例を改正することによって、違反物件は減りますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 部会を設置することによって、委員は15名なのですが、8名で審議することができ機動的に動けるということで、従来より強化されるものと考えております。

○糸洲朝則委員 例えば、こういう屋外広告物を設置するということが提示されるわけでしょう。それを沖縄県景観形成審議会で審議をして知事に答申すると。その前に、民間の商業ベースでの許可申請は都市計画・モノレール課に出てくるのですか。皆さんがそれを沖縄県景観形成審議会に諮問するという図式で理解していいですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 県では、各土木事務所で業務を行っております。また、那覇市は独自に条例を持っていますので、那覇市で独自に行っています。そのほかの市町村にも権限移譲しております、そこについては市町村に対応してもらっております。出てきた申請を全て沖縄県景観形成

審議会に上げるわけではなく、基準を超えたものでやむを得ず認めるか認めないかという判断を沖縄県景観形成審議会ですべていただいているところでございます。

○糸洲朝則委員 それでは、基準内の広告物件であれば審議会にかける必要がないので、審議会も頻繁に開かれることはないということでもいいですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 はい。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 まず、沖縄県の観光の将来という点で、盛んに国際基準の観光地という言葉が出てきていますが、土木建築部から見て、景観も含めて国際基準の観光地としてどのようなイメージを持っているのですか。

○宮城理土木建築部長 文化観光スポーツ部の主導で、将来的な沖縄の国際リゾートの観光地に適したイメージは描いています。我々が直接的にそことリンクすることではないかもしれませんが、例えば、地域の魅力、それぞれの地域独特の伝統文化を生かした形でのまちづくり、あるいは町並みをつくっていくことが、ひいては魅力のある観光地、目的地になり得るだろうと考えておりまして、地域ごとに市町村の景観計画の策定を進めたり、市町村の規制・誘導ということで、独自の景観をつくることに取り組んでいただきたいという方向性で、まちづくりの支援を進めさせていただいているところでございます。

○座波一委員 今、自然環境的な景観と、人工的な広告物の景観の両面から条例を整備していくということなので、国際基準の観光地を形成する中では大変重要な役割を担っていると思います。個人的には統合することによって内容が甘くなったら逆行だと考えております。審議も専門分野も重複する部分が多かったということですが、重複するということは基準が曖昧だったということかと思うのです。先ほど申し上げたとおり、自然環境の景観という点では非常に多岐にわたるところがあって、その部分は専門的に一例えば、田舎だったら田舎の景観がありますよね。これを大切にするような専門的な知見が必要だと思うのです。また、人工的な広告物に関しては、建築基準法と連動したようなものがあれば一公職選挙法や道路交通法も含めて規制したり、連動しなければい

けないものもあるわけです。ですから、これをくつつけるのは無理があるのではないかという気がしているのです。基準を決めて罰則も適用するのであれば、厳しくなっていくという点ではいいことかと思っておりますが、本当にこれを統合することによってよくなるのですか。

○宮城理土木建築部長 先ほど参事兼都市計画・モノレール課長からも説明がありましたように、もともと屋外広告物法に基づいて設置している条例ですが、屋外広告物という単体を見て規制や誘導を定めております。一方、景観法、あるいは景観形成条例の中では、屋外広告物自体の規制を定め制限を加えることも景観計画の中等で定めることができます。ですから、基準が曖昧ということではなく、大きな方向性として景観法の中で定め、その中の個別のものとして屋外広告物法や屋外広告物条例で定めていくという流れでございます。委員の御指摘のように、屋外広告物単体で見た場合でも、景観全体としてどういうあり方にすべきなのか。この地域にとってどういう屋外広告物であったほうがいいのかというものも、方向性としては景観の中で打ち出すことができますので、その部分でまとめるほうが効率的であろうし、方向性も一致した議論ができるのではないかと。そういう判断のもとで景観形成審議会に統合させていただいた上で、個別の具体的な特例許可であったり、制限の話というのは屋外広告物に特化した形で部会の中で議論していただくということで、今回、まとめさせていただいているということでございます。

○座波一委員 改正案では屋外広告物部会以外のもう一つの名称がまだ決まっていないということで、どういうものをイメージすればいいのかわかりませんが、内容的には大体同じような景観形成に関するものができるのですか。

○宮城理土木建築部長 沖縄県景観形成審議会の中にまとめることが方向性を議論する上ではいいだろうということで、今回、提案させていただいておりますが、実際に沖縄県景観形成審議会の15名の委員全員で議論すべきものなのかということがあるかと思えます。ですから、その部分で機動的に動かすために、屋外広告物に特化した専門家の集まりの中で屋外広告物は議論していただく迅速な処理ができるだろうということで、部会ということもあり得ると。今はそれを想定して進めておりますが、その他の部会についても、個別に議論する必要があるものについて設置するというのを例示させていただいております。必ずしも部会をほかにも設けるというのを議論しているわけではございません。個別にもう少し機動的に議論していかないといけない、あるいは沖

縄県景観形成審議会で審議する事項の中で、もう少し頻繁に集中的に議論していく必要がある一例えば、改正に向けてとか、基準の設置に向けてという個別のものについて、特別に部会を設けて議論していただくこともあるだろうと思いますが、これはまだ先の話で、今、明確に屋外広告物部会以外の部会を想定しているということではございません。

○座波一委員 考えはわかりました。冒頭で申し上げましたとおり、沖縄県民レベルから見たら、景観形成条例というのは本当の意味での景色、景観という部分に重きを置いていると考えます。沖縄らしい風景づくり推進事業などもありましたよね。そういったものが、この改正によって手薄にならないかと懸念しているのです。ですから、田舎の風景など、この景観形成条例で沖縄らしい風景づくりを推進していくことにもっと取り組まないかと—これは文化観光スポーツ部なのかわかりませんが、土木建築部も連動した規制が必要ではないかと思っています。決して景観部分に対する規制が弱くならないようにお願いします。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 委員の御指摘のとおり、沖縄県景観形成審議会はこれまでどおり進めていきます。その中で、屋外広告物が入ることによって沖縄県景観形成審議会に影響がないように、屋外広告物もしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この改正案は沖縄県屋外広告物条例と沖縄県景観形成条例の問題ですが、違反の実態調査は行っていますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 先ほども申し上げましたが、平成22年度から平成23年度にかけて浦添市と中南部地域で実態調査をしております。その中で、浦添市内の4777件、中南部地域の7万2607件の中で違反が27%となっております。

○嘉陽宗儀委員 違反をしているものについての指導は行っていますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 違反広告物につきましては、違反

を示すシールを張りつけたり、簡易撤去をしているところです。また、持ち主がわかるような広告物については文書で指導しております。

○嘉陽宗儀委員 違反しているかどうかを判断する場合、例えば、大きな看板はどのような基準で認めているのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 場所によって幾らまでの面積ならいいという基準がございまして、それをオーバーしているものについては違反とみなしております。

○嘉陽宗儀委員 建築基準法上の面積が適用されるはずですが、実際にはそれをはみ出しているのがほとんどではないですか。交差点にも目立つようにできるだけ大きな看板をつくっています。たまにスケールを持って行って大きさは幾らかとはかったら、建築基準法に違反しているものがかかり見受けられると思うのですが、それはどうですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 先ほどの実態調査の結果ですが、無許可で出しているものは手続違反、それから、規模が大きいものなどは実態違反として扱っております。手続違反が26%、実態違反は1%となっております。総数からすると、規模が大きい違反はそんなに多くはないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方なりに一生懸命努力しているのですが、少なくとも条例の基準は守るようにと督促したほうがいいですよ。決意はどうですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 これからも定期的の実態調査をし、指導を行って、違反広告物をできるだけ減らしていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 広告物の内容についての規制はありますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 屋外広告物条例の中では、規模や汚れているものに関しては規制できるのですが、広告の内容につきましては規制できません。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、沖縄県景観形成条例で一文教地区で環境もいいのに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律一風営法の基準外ではないかと思われる広告が出ています。児童の健全育成の立場からも、せっかく規制条例があるので何かできないかと思うのですが、どうですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 先ほど申しあげましたように、屋外広告物条例の中では表示の内容まで規制することはできません。

○嘉陽宗儀委員 大きさについては、指導、勧告することはできるのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 基準を超えるものについてはできません。

○嘉陽宗儀委員 どことは言いませんが、非常に環境のいいところで保育園をつくりたいという話があっても、ここは風俗営業の看板が出ているからだめだということで、児童福祉が優先なのか、これが優先なのかともめているのです。そういう意味では、本来の条例の精神に照らして、子供たちの育成のため、業者へ必要な指導をする程度はできるでしょう。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 繰り返しになりますが、風俗営業に係る看板などについては屋外広告物条例ではなく、別の条例による規制になるかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 風営法による規制の問題も出てきますが、なかなかこれだけでは難しいので、やはり児童福祉の立場も絡めて、できるだけ子供の環境を守る。それから、子供たちが保育所に入れないという問題の解決のためにも皆さん方なりの手だてをつくれば非常にいいことだと思うので、そういう意味でいい環境のために屋外広告物条例についてもしっかりタッチしてもらいたいと思います。今まで、屋外広告物条例は選挙の看板を片づけるのが中部土木事務所だと一そういう面では役割は果たしていると思うのですが、それ以外の判断が難しい広告物もいろいろあるわけですから、皆さん方なりに条例の趣旨に合った立場での規制も頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 景観形成や広告物を設置する上で、電柱や電線、観光案内板、信号機なども対象になるのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 屋外広告物につきましては、禁止地域が定められております。例えば、道路、公園、河川、空港、港湾、官公署など、そういうところにあるものについては全て違法ということになります。

○崎山嗣幸委員 聞いているのは、電線や電柱、道路標示が景観上好ましいか、好ましくないかも含めて、審査の対象になるかということです。景観上よくないと言うのか、移せと言うのか。こういうものも議論の対象になりますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 禁止物件が条例第5条に定められております。橋梁、歩道橋—電柱や電線自体は屋外広告物の対象にはなりません。

○崎山嗣幸委員 景観上、電線や電柱はそのまま審議されないで—例えば、電線地中化の話がありますよね。景観を指定されているところを含めて、好ましくないから地中化しようということはここで議論されないのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 それは沖縄県景観形成審議会の中で議論されるものではございません。

○崎山嗣幸委員 こういったものはどこで議論されるのですか。土木建築部とは関係ないのですか。先ほどから言っているように、首里金城地区の赤瓦や電線など—そこは禁止区域ではないのですか。景観上は関係ないのですか。指定されていますよね。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 沖縄県景観形成審議会の中で市町村の景観計画の策定支援などを行うことはできます。その計画の中で、この地区においては電線地中化を推進するという書き方はできますが、それを規制することは困難かと思えます。

○崎山嗣幸委員 先ほど、広告の内容については問わないと言っていました、

道路愛称などの広告があるときに、観光表示板や道路表示板について、例えば国際通りや平和通りは安定しているのですが、世の中が変わって地域が違う一國場に古波蔵大通りがあるのですが、20年前に道路愛称をつくってそのままだと聞きました。ここを観光客が通って、明らかにおかしいと言われても一中身は聞かないと言っているのです、誤った看板があっても皆さんは聞かないということでもいいですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 沖縄県屋外広告物条例の中では、そこまでは規制することはできません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原正次委員。

○上原正次委員 糸満市もラウンドアバウトに向けて糸満市風景づくり条例を二、三年前に策定しました。そのとき、首里地区の赤瓦などの話がありまして、糸満市もラウンドアバウト—糸満ロータリー周辺に補助金を出して赤瓦を一沖縄県景観形成条例に沿って、100年、200年先に赤瓦がある沖縄であってほしいという話を聞いたのですが、その中で景観地区では指導や罰則がありますよね。二、三年前はなかったと聞いた覚えがありますが、実際に景観地区で罰金を科した事例はありますか。

○宮城理土木建築部長 今のお話は、どこまで規制できるかということだと思います。景観を規制するものには景観地区の指定と、もう一つは首里金城町で行っている誘導です。これは強い拘束力を持って行っているわけではなく、あくまでもこういう町並みにしていきたいと思います。ですから、行政指導はあり得ても、その先の罰則や過料にまでつなげることを意図しているわけではありません。景観法に基づいて景観地区を指定すれば、建築基準法とも連動する形になりますので、確実に担保されます。それに応じて、守らないものについては当然ながら罰則などの適用はあり得ると思います。ただ、糸満市においてはまだ景観地区の指定がされておりません。景観地区指定には強い規制が働きますので、住民の皆様の御理解をいただくのにも相当の時間がかかるということだと思います。

○上原正次委員 今、ラウンドアバウトの実証実験が行われているのですが、サンティン毛がありますよね。個別の話になりますが、サンティン毛に門中墓

があって、納骨式などが丸見えなのです。門中の方々から、余りにも丸見えなので看板を設置したいという話があるのです。今、糸満市と沖縄県でラウンドアバウトに向けた協議一県と糸満市も条例に沿っていろいろな整備を進めていきたいという話は聞いていますが、県となかなか協議が調わないらしいということで、門中の方々がラウンドアバウトの整備は、いつ始まるかと聞いてくるものですから一告别式や納骨のときの対応をどうにかしてほしいという話がありますが、ラウンドアバウトの整備に向けた県と糸満市の協議はどういった状況ですか。

○宮城理土木建築部長 ラウンドアバウトの整備に際して、周りの建物が撤去・移転されていく中で、後ろ側にあった門中墓などが前面に出てきているということだと理解しておりますが、具体的にその部分についてどういう形で対応したいという情報は、担当課に確認しても把握できていない状況でございます。例えば、目隠しなどをしていくことが必要であれば、屋外広告物条例とは別に検討する方法はあると思いますので、糸満市からの要望を踏まえて我々も適宜アドバイスはしていきたいと考えております。

○上原正次委員 糸満市も風景づくりがあって地区の整備を進めていく上で看板が設置されたらという話がありまして、今、門中の方々とお話ししているのですが、糸満市と県の整備状況がどういった形になっているのかということによって……。

○宮城理土木建築部長 一部繰り返しになりますが、看板に限定するという意味ではなく、もし見えること自体を懸念されているのであれば、何らかの形で目隠しをすることはあるかと。看板に限定してしまうと、当然ながら屋外広告物の対象になりますので、その場所や大きさで一定の規制はかかっていくことは御理解いただきたいと思います。

○上原正次委員 糸満市としては、糸満ロータリー周辺の風景づくりの構想があるのです。今、門中の方々が看板を立てるとなると結構大きな目隠しをしないと見えてしまう状況なので、早目に県と糸満市で協議を進めてもらいたいと要望します。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の2ページをごらんください。

乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明いたします。

本議案は、平成27年第8回沖縄県議会乙第10号議案でもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

国道449号新本部大橋橋梁整備工事(上部工P2～P3)の契約金額6億9768万円を278万1000円減額し、6億9489万9000円に変更するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○玉城佳卓道路街路課長 お手元の配付資料2の2により、提出議案の概要を御説明いたします。

1ページをごらんください。

新本部大橋の整備概要図となっております。上段の図は、側面から見た図です。下段左側には事業概要、下段右側には整備工程と、ことし6月時点の状況写真を表示しております。

今回変更対象の工事箇所を赤色で示しており、これまでの工事で完成した箇所は灰色で示しております。

当該工事は、箱桁架設のP2橋脚からP3橋脚までの1径間と橋梁前後の伸縮継ぎ手装置や落橋防止装置等の橋梁附属物の設置を行うものであります。

現在、下部工は全て完成し、上部工は舗装や高欄等の橋面工を除き、全て完成しております。

2ページをごらんください。

主な設計変更の内容は、橋梁前後の取り付け道路工事に係る用地取得難や、他工事の工程おくれにより、伸縮継ぎ手装置の施工ができないため、削除するものであります。

下段の左側は、削除する伸縮継ぎ手装置の施工断面図で、右側は他工事での施工例となっております。その他の変更として、主桁の溶接延長や塗装数量の増などを行いまして、これらの精算変更に伴い契約金額を減額するものであります。

3ページをごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の設計の一部変更に伴う請負代金の減額は278万1000円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 精算変更に伴う契約金額の減額ということですが、精算変更の中身を教えていただけませんか。

○玉城佳卓道路街路課長 今回、減額分と増額分を相殺した精算変更となっております。

○具志堅透委員 ということは、工事が終わって精算した時点で、工事価格がかなり下がったことによる減額ということですか。

○玉城佳卓道路街路課長 そのとおりでございます。減額分と増額分を精算したということです。

○具志堅透委員 発注の仕方は、契約をして受注したという話ではなく、増額分というのは出来高払いというような契約の仕方になっていたということでしょうか。

○玉城佳卓道路街路課長 増額分につきましては新たに出てきたものというこ

とでございます。減額分につきましては、当初予定していた伸縮継ぎ手装置が施工できなくなったために減額したということです。

○具志堅透委員 それから、工期がいつまでかということがあるのですが、1ページの黄色の部分、平成30年度ということになっているので、平成30年度中に完成するのか。あるいは上部工の舗装云々が残っている段階だけなのだろうと思うので、そうであればもっとサイクルを早められないかという思いがあるのですが、その辺のところはどうですか。

○玉城佳卓道路街路課長 新設部分につきましては今年度から橋面工を行うのですが、早めることができない状況で一予算の話もあるのですが、新設が終わっても橋の交通を切りかえて既設橋の部分を行わないといけませんので、その分で時間を要していくということがあります。

○具志堅透委員 既設の部分の工事は、化粧直し程度になるのか、それとももう少し補強することになるのか、どの程度の工事になるのですか。

○玉城佳卓道路街路課長 さびなどがかなり出ていますので、主にその補修がメインになるのですが、状況を把握して必要であれば、補強も行っていくことになります。期間は1年から2年程度になるかと思っております。

○具志堅透委員 その状況の中で、最終完成年度一まずは今、行っている新しいほう、そして古いほうが終わって全体が完成する年度を教えてください。

○玉城佳卓道路街路課長 新設橋は、目標としましては平成30年度です。全体としては平成31年度いっぱいでは何とか終わらせたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の3ページをごらんください。

乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明いたします。

本議案は、平成29年第1回沖縄県議会乙第16号議案でもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

宜野湾北中城線トンネル本体工事（その1）の契約金額7億9488万円を2372万5440円増額し、8億1860万5440円に変更するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○玉城佳卓道路街路課長 お手元の資料2の3により、提出議案の概要を御説明いたします。

今回の変更は、大雨により喜舎場側のトンネル坑口部法面が崩壊し、工事の中止を行ったことから、中止期間中の機械損料等増加費用について増額するものであります。

1ページをごらんください。

本工事は、宜野湾北中城線における片側下り車線延長263メートルのトンネル本体工事であります。

上段の図は、宜野湾北中城線トンネルの計画平面図です。中段には側面から見た縦断図、下段左側には全体事業概要、右側にはトンネル坑口終点側の断面図、工程表を表示しております。

上段の計画平面図において、本工事対象箇所を赤色で着色しております。後続工事である宜野湾北中城線トンネル本体工事（その2）の施工箇所を青色で着色しております。

2ページをごらんください。

設計変更の内容は、工事の中止期間中の機械損料等の増加に伴う増額となっております。平成29年2月23日に発生した大雨により、喜舎場側のトンネル坑口部の法面が崩壊したことから、3月13日から4月9日までの28日間、工事の中止を行っております。

上段のイメージ図において、赤色で法面崩壊箇所を示しております。中段には法面崩壊時の状況写真を示しております。当該中止期間も機械損料等の費用は発生することから、当該増加費用を増額するものとなっております。下段に

は今回の増額の対象となる代表的な機械の写真を示しております。ツインヘッダーや一体型吹きつけ機など、トンネル掘削専用の特殊な機械となっております。このほかに、電力設備や濁水処理設備などの設備機械や、専門機械を取り扱う技術者の労務費などが増額の対象となっております。

3ページをごらんください。

提出議案の概要となっております。今回の設計の一部変更に伴う請負代金の増額は2372万5440円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 法面の崩壊による工事の延長ということですが、法面の崩壊部分进行处理するための機械ではなく、トンネル本体の工事のための機械ですよ。

○玉城佳卓道路街路課長 そうです。トンネル掘削機械の増額になっております。

○座波一委員 28日間で2372万円と決して安い数字ではないのですが、こういう工事の場合、見積もり段階で長短の予測を立てますよね。ある程度の天気を想定して予測は立てていなかったのですか。

○玉城佳卓道路街路課長 今回の中止は想定外で、トンネルの外側で崩れたと。その影響がない範囲はずっと掘っていたのですが、影響が出るとわかったところから1カ月間とめたということです。

○座波一委員 トンネル内ではそういう延長はなかったが、入り口部分で起こったことだということですね。わかりました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原正次委員。

○上原正次委員 崩落の時期が2月ということですが、例えば、梅雨の時期などには現場で崩落しそうな場所の調査は行っていないのですか。

○玉城佳卓道路街路課長 工事区間内は状況を確認しているのですが、今回は大雨があったことと島尻層で少し弱い土であったということで、急に崩れたということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案県道の路線の認定及び廃止について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の4ページをごらんください。

乙第10号議案県道の路線の認定及び廃止について、御説明いたします。

本議案は、宮古島市道下里通り線の県への移管に伴い、県道平良新里線及び県道平良久松港線の起点を変更する必要があるため、県道平良新里線及び県道平良久松港線の認定及び廃止について、道路法第7条第2項及び同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○喜屋武元秀道路管理課長 お手元の配付資料2の4により、提出議案の概要を御説明いたします。

1ページの中段をごらんください。

この図は、今回認定する路線と廃止する路線を示した図でございます。

左側の図が今回認定する路線で、赤の線が県道平良久松港線、青の線が県道平良新里線でございます。

右側の図が今回廃止する路線で、赤の線が県道平良久松港線、青の線が県道平良新里線、緑の線が宮古島市道下里通り線でございます。

本議案は、宮古圏域の道路網見直しのため、宮古島市道下里通り線を県へ移管することに伴い、県道平良新里線及び県道平良久松港線の起点を変更する必要があるため、県道の路線の認定及び廃止を行うものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路管理課長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 路線変更そのものについては非常にすっきりして当然だと思っておりますので異存はありませんが、平良新里線の城辺街道との空港を避けたコの字型のところが一今、宮古島ではレンタカーが3000台を超えたというぐらい交通量が多くて、空港に行く手前と、警察署、消防署に行く手前での渋滞が著しいので、左折線、右折線を追加するだけでも交通量が何とかさばるかということで一宮古島で信号待ちなんてなかったのに、信号4回待ちという現象が起きている状況です。地下道の話もありますが、暫定的に観光客増に対応した混雑を解消することと、将来に向けた円滑な交通の確保という部分を分けて考えてもいいのですが、城辺線の交通渋滞の対策の現況調査や交通量調査を含めて、ぜひ行っていただければ平良新里線はもっと機能が発揮できると思うのです。

○玉城佳卓道路街路課長 沖縄県全体で決めている渋滞交差点があるのですが、その中に宮古島の位置づけはされていないところです。また、道路の状況も混雑度一容量に対してどれだけ走っているかということもございます。そういうものでもまだそれほど大きくない状況なので、その辺が……。

○座喜味一幸委員 宮古島も急激に変わっておりまして、そのように簡単に渋滞していないという答弁ではなく、少なくとも宮古島市からは、混雑等々を速やかに解消するために空港を横断する道路の要請も上がっております。まず現場で見ていただいて、交通量の実態がどうなのか、具体的に交通量調査をしてみないと一この部分は城辺、上野、下地、平良との合流点になって、城辺線が

密集して混雑しています。宮古島にもドン・キホーテができて、交通状況が物すごく変わっているのです。そんなに交通量がないと言うのではなく、2年前とはさま変わりしたから要請が上がって、私もあえて質疑しているわけなので、渋滞していないと言わないで、現場の声なのですから、もう少し真摯な受け答えをお願いします。

○宮城理土木建築部長 道路街路課長からの答えは、かつての認識と違いますか、我々の認識をお伝えしたわけですが、委員の御指摘のように随分変わっていると。その時点での状況をまだ我々が把握できていないのは確かなので、地元の意見も聞きながら現況の確認をさせていただきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 やはり行政は数字である程度押さえないといけない部分もあると思うので、空港トンネルの必要性が出ているということは、この混雑との関連性もありますし、緊急道路としても地下トンネルは一上野、城辺、下地からの空港が障害になっているという指摘もあって、何とかしたいという声が大分上がっております。せめて交通量調査ぐらいは速やかに行っていただいて、今後の議論のたたき台をつくっていただきたいと思うのですが、どうですか。

○玉城佳卓道路街路課長 交通量調査自体も平成27年に行っているのですが、その時点でもそれほど大きく上がっていない状況がございますので、必要性等も見ながら再度検討していきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 都市部の交通量の問題と地方における交通渋滞の話は、もちろんレベルは違うと思うのですが、その地域における交通の実態から見て配慮していかないといけないと思いますので、その辺は十分考慮していただきたい。ここ一、二年で全く変わっているので、最新の交通量調査を要望したいと思います。

○宮城理土木建築部長 まずは状況確認をさせていただきたいと思います。その上で交通量調査の必要性があれば、必要に応じて対応したいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成28年第31号外31件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3 請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

目次をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が27件、新規が5件、合計32件となっております。

まず、継続陳情につきまして、処理概要の修正が7件19カ所ございましたので、変更のあったところを御説明いたします。

変更部分には、下線を引いております。

5ページをごらんください。

平成28年陳情第45号の4、平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、13カ所の変更部分を御説明いたします。

1カ所目の修正について、6ページをごらんください。

記の6、「現地の状況を確認し、対応していきたい」から、「平成29年5月に河川への階段4カ所に転落防止柵を設置しており、引き続き、」対応していくことに変更しております。

2カ所目は、記の10、最後に「平成29年度から事業化しております。」を追加しております。

3カ所目は、記の11、最後を「現在、伊江村と調整を図りながら、対策工の

検討を行っているところであります。」から、「平成29年度からの事業化について調整を行っているところです。」に変更しております。

4カ所目は、7ページをごらんください。

記の14、最後の段落、「航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに」を追加し、取り組み内容を整理しております。

5カ所目、8ページをごらんください。

記の16、1段落目、「平成28年度から事業に着手することとしております。」から、「関係者と設置位置や規模等について調整を行っているところです。」に変更しております。

6カ所目、同じページの下段になります、記の19（4）、「平成28年度に整備する予定とのこと」から、「平成28年度に着手しており、平成29年度内の完成を目指している」に変更しております。

7カ所目は、9ページをごらんください。

記の20、「夜間照明について北大東空港は、工事が完了し供用開始に向けた手続を進めているところであります。南大東空港については、入札不調により工事着手が遅れておりますが、早期に完成できるよう取り組んでいるところであります。」と全文を変更しております。

8カ所目、続けて次の、記の21、「平成28年度は実施設計を行うこととしております。」から、「平成29年度に実施することとしております。」に変更しております。

9カ所目、下段の、記の23、ターミナル施設の整備については、取り組み内容を整理し、引き続き、「平成29年度に実施設計に着手し」、平成30年度の完成を目指して取り組むこととしております。

10カ所目、記の24（1）、波除堤の整備については、「平成29年度の事業化を目指したい」から、「平成29年度から事業に着手し、早期完成を目指して取り組みたい」に変更しております。

また、ページをめくっていただき、記の24（2）、船揚げ場上部の舗装については、「早期に対応していきたい」から、「平成29年4月に工事を完了しております。」に変更しております。

11カ所目、同じページでございます、記の28、施設用地の舗装整備及び転落防止柵の補修について、「早期に対応していきたい」から、「平成29年7月に工事を完了する予定」に変更しております。

12カ所目、12ページをごらんください。

記の37、「平成28年度にトイレ増設の実施設計を行うこととしております。」から、「平成28年度に実施設計を行い、平成29年度から工事に着手することと

しております。」に変更しております。

最後の13カ所目、記の38、「既存のターミナル施設の整備については、平成28年度に合併浄化槽、防水及び空調等の修繕工事を行うこととしております。」から、「機能維持を図るため修繕工事など適宜対応しております。」と取り組み内容を整理しております。

以上が、平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の変更部分でございます。

続きまして、17ページをごらんください。

平成28年陳情第65号、南城市議会からの南部東道路整備に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の2、下段に、「国及び南城市と検討会を組織し、」を追加しております。

続いて、18ページをごらんください。

平成28年陳情第75号、沖縄県プレハブ施工技術協会からの県内下請業者優先活用の周知徹底に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の2、これまでの「検討していきたい」から、「県では、地域における社会資本を支える企業を確保することを目的に、沖縄総合事務局や他県の事例を研究・分析し、関係業界団体の意見も参考に、平成29年4月から県内企業の下請活用を総合評価の評価項目に追加・改定しました。また、履行の担保のため、不履行の場合に工事成績を減ずる改定も、あわせて行っております。」と全文を変更しております。

続いて、20ページをごらんください。

平成28年陳情第84号、沖縄県商工会連合会からの伊平屋空港の整備に関する陳情につきましては、先ほど御説明いたしました、平成28年陳情第45号の4、記の14と同じ処理概要になります。

続きまして、22ページをごらんください。

平成28年陳情第89号の4、美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

24ページをごらんください。

記の4について、2段落目、宮古空港の駐機場については、「事業化に向け、国と調整を進めているところであります」から、「平成29年度から拡張事業に着手することとしております。」に変更しております。

また、3段落目の出発待合室の座席数については、「ふやすよう検討を行っております。」から、「ふやしたところであります。」に変更しております。

続いて、29ページをごらんください。

平成28年陳情第156号、県営古波蔵第3市街地住宅の整備に関する陳情につ

きまして、変更部分を御説明いたします。

これまでの「自治会と調整し、対応していきたい」から、「当団地の集会所及び幼児遊園地は他の団地と比較すると安全性の観点から著しい機能低下が見受けられるため、優先的に整備を実施する必要があると判断し、集会所の修繕、ピロティの風雨防止策については、県営古波蔵第3市街地住宅自治会と調整の上、対応したところであります。また、幼児遊園地の整地についても今年度取り組んでおります。なお、集会所の増設については、当該自治会より対応の必要はない旨の報告を受けております。」と全文を変更しております。

続いて、30ページをごらんください。

平成28年陳情第160号、南部離島町村長議長連絡協議会からの那覇港泊埠頭の乗船施設整備に関する陳情の記の3につきましては、先ほど御説明いたしました、平成28年陳情第45号の4、記の19(4)と同じ処理概要になります。

以上が、変更部分の説明でございます。

次に、新規に付託された陳情5件について御説明いたします。

なお、過去に御審査いただいた陳情と同一内容の陳情については、処理概要も同一でございますので、説明は省略させていただきます。

38ページをごらんください。

陳情第35号、渡名喜村議会からの県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情については、平成28年陳情第31号と同じ処理概要になります。

続きまして、39ページをごらんください。

陳情第38号、マリックスライン株式会社等からの本部港が「国際クルーズ船の拠点港」に選出されたことに関する陳情について御説明いたします。

記の1から4までを一括した処理概要となります。

本部港は、北部地域の物流、観光振興、離島交通の拠点としての港湾整備に取り組んでいるところであります。

県では本部港が、官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾に選定されたことから、大型クルーズ船に対応した岸壁整備を平成32年の供用を目指して進めているところであります。

なお、本部港は現在、鹿児島航路や伊江島航路の定期船が就航していることから、クルーズ船バースの整備に当たっては、船会社、荷役業者、地元本部町等の関係者と意見交換を行い、岸壁等港湾施設の利用に支障が出ないように十分調整していきたいと考えております。

また、取り扱い貨物量が増加して岸壁を延伸する必要性が出てきた場合には、検討していきたいと考えております。

続いて、40ページをごらんください。

陳情第46号の4、沖縄県離島振興協議会等からの平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について御説明いたします。

記の1、旧エキスポ地区及び垣内地区は、昭和50年に開催された沖縄国際海洋博覧会の際、観光船や連絡船の基地港として、また、水上ショーや展示船の係留会場として整備されました。

本地区については、今後、地元本部町等と意見交換を行い、その活用方法について検討していきたいと考えております。

記の2、要望区間については、道路改良済みとなっておりますが、一部歩道幅員が狭隘な箇所があります。歩道幅員が狭隘な箇所の整備に当たっては、地権者の協力が必要となることから、地権者の同意等について、町と連携を図りながら事業化を検討していきたいと考えております。

記の3、伊江港では、海上交通の安全性・安定性の向上を図るため、港内の静穏度を向上させる対策工を、平成29年度からの事業化について調整を行っているところです。

西側港内施設の整備については、今後、地元伊江村等と意見交換していきたいと考えております。

41ページをごらんください。

記の4は、陳情第3号の4、記の3と同じ処理概要になります。

記の5、安護の浦港の波除堤については、座間味村と必要な対策について調整していきたいと考えております。

記の6、座間味村道慶留間外地線及び慶留間阿嘉線の2路線は、外地島、慶留間島及び阿嘉島の3島を連絡する路線で、安全かつ恒常的な交通手段を確保し、地域の活性化を図るために重要な村道であると認識しております。

2路線を県道へ認定することについては、道路法上の県道認定基準を踏まえながら、整備の必要性や緊急性を勘案し、今後検討していきたいと考えております。

記の7、粟国港は、港内静穏度の向上を図るため、平成27年度に実施設計に着手し、平成28年度は環境調査を実施しております。平成29年度は埋立免許取得手続を進め、早期整備に取り組むこととしております。

記の8（1）について、渡嘉敷港においては、港内静穏度の向上を図る必要性があると認識しており、平成29年度から実施する静穏度向上調査の中で検討していきたいと考えております。

また、記の8（2）は、高速船の大型化に伴い、既存の浮棧橋の延伸が必要なことは認識しております。対策工については、関係者の確認がとれ次第、早期の事業化を目指し取り組んでいきたいと考えております。

記の9、宮古広域公園については、事業の早期着手を優先させることが重要との観点から、第7回検討委員会において、地元の了解を得、前浜地区で事業を進める方針を決定し、現在、早期整備に向け、鋭意取り組んでいるところであります。

広域防災機能を備えた公園については、今後、宮古島市と意見を交換していきたいと考えております。

42ページをごらんください。

記の10は、平成28年陳情第89号の4、記の4と同じ処理概要になります。

記の11は、平成28年陳情第89号の4、記の3と同じ処理概要になります。

記の12、宮古空港横断トンネルについては、平良城辺線及び高野西里線などの4車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や、航空機の安全運行への影響、技術的課題、費用対効果など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

43ページをごらんください。

記の13、石垣空港跡地については、国、県、石垣市で構成する石垣空港跡地利用連絡協議会において、跡地の管理、利用計画その他必要な事項について協議を行っております。

また、跡地利用計画を踏まえた土地区画整理事業を実施するに当たり、当該地区の都市計画決定、及び事業認可に向け石垣市と連携していきたいと考えております。

記の14は、平成28年陳情第89号の4、記の2と同じ処理概要になります。

記の16は、平成28年陳情第89号の4、記の6と同じ処理概要になります。

続きまして、44ページをごらんください。

陳情第61号、中城湾新港地区協議会からの平成29年度中城港湾（新港地区）振興に関する陳情につきまして、御説明いたします。

記の1（1）、中城湾港新港地区の港湾施設の整備・管理・運営については、うるま市、沖縄市と連携して取り組んできたところであり、引き続き、これら関係機関と連携して取り組んでいく考えであります。

記の1（2）、中城湾港新港地区では、港湾施設整備や増大する維持管理、許認可業務に対応するため、既存の機関である中部土木事務所中城湾港分室の機能を拡充する、港湾事務所設置に向けた調整を行っていきたいと考えております。

記の2（1）、京阪航路については、平成28年度から検討を進め、公募により平成29年6月に実証実験に協力してもらった船会社を選定しております。今後は、定期船就航に向けて関係者と調整しながら貨物量の増加に取り組んでいき

たいと考えております。

記の2(2)、国において、平成29年度から大型貨物船就航のため航路拡幅を実施しております。

なお、東埠頭岸壁の延長整備については、地元沖縄市、うるま市と連携し、国に対して要望していきたいと考えております。

記の2(3)、県では、中城湾港新港地区を、産業支援港湾として位置づけており、東埠頭の上屋整備やモータープール舗装等の港湾施設整備に優先的に取り組んでおります。

記の3(1)、沖縄県では、平成27年3月に中城湾港新港地区における防災計画を策定しております。

同計画は、沖縄市、うるま市の両市の防災計画へ反映いただくよう情報提供を行っており、今後も連携して取り組んでいきたいと考えております。

記の3(2)、避難施設等のハード整備については、沖縄市、うるま市とも連携し取り組んでいきたいと考えております。

また、中城湾港新港地区のアクセス橋梁4橋のうち耐震強化等が必要な橋梁は3橋となっており、設計基準の古い2橋については、平成28年度から耐震強化等へ取り組んでおります。

記の3(3)、中城湾港新港地区においては、臨港道路における道路照明を設置しており、また、平成27年度には臨港道路のドリフト対策として、防犯カメラを設置しております。

信号機等の設置については、必要に応じ、交通管理者などの関係機関へ情報提供を行いたいと考えております。

記の3(4)、海邦橋、洲崎橋付近の交差点の状況については、現状を確認し、必要に応じて交通管理者等と調整していきたいと考えております。

記の4、臨港地区内の計画的土地利用を推進するため、沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に基づき、港湾管理者は臨港地区内に分区を指定し、構築物の立地を規制することができるとされています。

中城湾港新港地区については、一部の区域を除き分区を指定し、構築物の立地を規制しておりますが、保育施設については、明確に規定されていないことから、今後、検討していきたいと考えております。

46ページをごらんください。

陳情第64号、南城市長からの南部東道路の那覇空港自動車道への直接乗り入れに関する陳情について御説明いたします。

2段落目までは、先ほど説明しました17ページの平成28年陳情第65号、記の

2と同じ処理方針となっております。

最後の段落で、「また、組織体制については、今後も事業規模に応じ、強化を図ることとしております。」を追加しております。

陳情案件についての説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時22分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情平成28年第89号の4美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情、陳情第46号の4平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情で、下地島空港の陳情がありますが、今回、全国で、訪日誘客支援空港として約30カ所が指定されて、下地島空港が育成支援型の空港に指定されておりますが、その指定の経緯、目的等について御説明願えませんか。

○與那覇聰空港課長 御質疑の訪日誘客支援空港制度は、地方空港へのLCCなどの国際線の就航を推進するため、地方自治体などが誘客就航促進の取り組みを行う地方空港について、国土交通省が認定をして支援を行う制度となっております。支援の内容につきましては、新規就航増便に係る着陸料軽減や航空旅客の受け入れ環境に係る施設整備への補助などがあります。この制度は2017年度から2020年度までの時限的な施策となっております。

○座喜味一幸委員 燃料税、離着陸料、施設使用料等々、具体的にどういうものが支援されるのですか。

○與那覇聰空港課長 支援の内容としまして、拡大支援型と継続支援型、それから、下地島空港が選定されました育成支援型ということで、3つのタイプに制度が分かれております。拡大支援型は、着陸料の割引やグランドハンドリング経費の支援、チケットカウンターの設置、使用料の補助などがございます。また、旅客の受け入れ環境の高度化ということで、ボーディングブリッジの整備などの補助もございます。今回、下地島空港が選定されました育成支援型は、待合スペースなど出入国に関する施設整備についての補助が受けられることになります。

○座喜味一幸委員 現在、沖縄の空港は国際空港を含めて相当な公租公課や使用料等の低減になっていると思っておりますが、それがどうなっていくのか説明できますか。

○與那覇聰空港課長 使用料に関しましては、着陸料の低減という形で割引率が2分の1以上、最大3年間となっております。

○座喜味一幸委員 現在でも国際線を含めて2分の1になっていますよね。それに関しては変わらないのではないですか。

○與那覇聰空港課長 下地島空港は育成支援型ということで、特に着陸料の減免制度は適用されずに、待合スペースなどの整備への補助になります。

○座喜味一幸委員 拡大支援型は施設の使用料等々の支援がありますが、沖縄は特例として既に減免されているものがあるので、これは変わりません。ただ、施設の整備等々に係るものについては、三十数%の支援など、物によってはそう決まっていると理解しているのですが、今後、どういう形で進められるのですか。沖縄県が補助金をもらって、それを施工主体への補助としていくのか。例えば、今、着工されようとしている三菱地所株式会社の事業等に関しては、具体的にどういう形で反映されていくのかということイメージとして教えてもらえませんか。

○與那覇聰空港課長 今回の応募につきましては、沖縄県と三菱地所株式会社

の連名で応募しておりまして、県内では那覇空港が継続支援型に選定されているのですが、下地島空港につきましては、ターミナル施設への整備に対する3分の1の補助が受けられます。なぜ育成支援型になったかということについては、まだ下地島空港において国際線の旅客の実績がないので、これから育成していくということで育成支援型に選定されているかと思います。

○座喜味一幸委員 平成33年に30万人の観光客が入るという計画になっているはずですが、それに合わせてターミナルの整備も進めるでしょう。供用開始は平成30年と聞いているのですが、もう来年なので、それに向けて彼らも急ピッチで仕事するのでしょうか。あわせて、県が行うべき空港の整備が確認されていると思うのですが、具体的に沖縄県として何をいつまでに整備していくのかということと、その辺の予算措置はどうなっているのかということをお教えいただけませんか。

○與那覇聰空港課長 沖縄県が行うものは、インフラ整備の部分では駐車場と、ターミナルを整備するために現在の道路をつけかえないといけないということで、構内の道路の一部の整備を行うことになっております。今年度の予算措置はできている状況でございます。

○座喜味一幸委員 今年度の予算額と来年度の予算見込みはどうなっていますか。

○與那覇聰空港課長 整備に係る予算としまして、平成29年度は1億2400万円を計上しております。

○座喜味一幸委員 話を聞くと、より具体的であって、かつ彼らにとっては今までとは違う世界的なトップレベルのリゾートを目指すというようなこと等も聞こえておりまして、漲水リゾートも購入し、砂山も購入の見通しが立ったということで、下地島と宮古島、今まで手つかずだったコースタルリゾートも本格的に彼らが動く。ホテル不足とあわせて、クルーズ船を含めたお客さんにいかにしてサービスをするかというのが当面の宮古地域の課題だと思っております。県営公園の予定がありますが、海のコンセプトを生かして、参入したい大手企業と宮古地域における観光の計画等との整合がとれて、場合によっては彼らも参入した形で拠点をつくっていくという新たな状況になってきたと思っております。県営公園をつくるのであれば、地元の人たちの利用もさること

ながら、来るお客さんにとっても魅力のある公園、学ぶ、体験するというコンセプトも含めて整備する必要性が出てきたと思うのですが、それに関して部長のお考えを聞かせてください。

○宮城理土木建築部長 委員の御質疑の件に関しましては、本会議の中でも答弁させていただきました。現状は基本計画の段階で、内容についてはこれまでもさまざまな御意見を伺いながらまとめてきたところです。その中には、地元の方だけではなく、観光客を対象としたいろいろなプログラム—ハードの部分ではなくソフトとしても我々が想定しているものがございます。整備した後は指定管理という形になっていくのかもしれませんが、今後に向けては状況の変化等もありますので、P I なりを活用する形で幅広い御意見をいただくということは検討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 附帯する民間の施設との連携等に対しては、新たな来るべき時代を見越したような幅広い意見をどんどん参入させて、公園と連携していくことが非常に大事だと思いますので、その辺はよろしくお願いします。

もう一点、宮古空港についてはようやく座席数が拡大しております。空港内をトータルとして見ると、売店の整備もさることながら、入り口が円形になっている構造上、保安検査場は2カ所つくられています。階段の下やレストランの奥まで、特に787—直行便等が入って340名のお客さんが出入りするときには、飛行機への搭乗を終了するぎりぎりまで検査に時間がかかっていることがあって、お客さんに対するサービスの面から見ると、もう少し抜本的に改修、拡張しなければならない面があるのではないかとというのが1点。駐機場も具体的に検討されていると思うのですが、ボーディングブリッジを含めて、その辺を少しスピード感を持っていかないといけないのではないかとと思うのですが、今の状況を御説明ください。

○與那覇聰空港課長 宮古空港の保安検査場は、現在、2カ所設置されておまして、航空機の離発着が集中する時間帯は混み合っております。現在、宮古空港ターミナル株式会社と航空会社において、保安検査場の増設などの混雑解消策について協議中となっております。ターミナル施設の増築につきましても、増築検討委員会を設置し、整備のスケジュールや整備すべき施設の規模などの検討を行っているところでございます。駐機場につきましても、平成29年度の国庫補助事業として新規採択されましたので、今年度、実施設計を行い、次年度、工事に着手する予定となっております。

○座喜味一幸委員 空港の状況が大きく変わったということもありますが、スピード感を持って対応しなくてはいけないという部分があってお願い申し上げておりますので、まだまだふえるであろう利用客に対して、どう対応していくかということ、現場もよく見ていただいて速やかな対応を—それから、宮古空港ターミナル株式会社に対して私が頼んでから2年半、ようやく座席数がふえたという感じで、保安検査場にも相当の不満がありますので、ぜひ拡張、受け入れ体制がどうあるべきかということに県ももう少し綿密に入っていて、検討いただければありがたいと思っております。

○宮城理土木建築部長 エプロンの整備だけではなく—これは我々が主体的に取り組むものなので、スピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。その他の保安検査場の整備などについては、宮古空港ターミナル株式会社が主体的に対応せざるを得ない状況なので、我々もさまざまな機会を通じて地元の御要望等は伝えていくという形をとらせていただきたいと思います。

○座喜味一幸委員 先ほど説明が不足していたのですが、平良城辺線—4車線で来て、ちょうど城辺の入り口で2車線になって閉塞状況になっているのです。ですから、トータルとしての交通量調査そのものには上がらないかもしれませんが、島の午後0時、午後4時から午後6時に集中する交通量のさばき方について、必ずしもトータルの交通量が基準に足りるかどうかは別にしても、4車線から合流して2車線に入っていくことがどうしてもネックになっているので、当面、地下トンネルの話は別に置いても、交差点の改良という具体的なことも対応できると思っているのです、その辺についても御検討願いたいと思えます。

○玉城佳卓道路街路課長 委員のおっしゃるとおり、4車線から2車線になった先のほうは確かに混雑しております。その辺は交差点の形状の問題もございしますので、いま一度、土木事務所を通して現地調査をしっかりと行いまして、今後、対策は検討していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 陳情の中に各離島の港湾環境の整備—島々によって違うと思

うのです。ですから、それを年次的に整備していかなくてはいけないと思うのですが、当然、各島々を把握し、計画も立てておられると思いますが、その辺の概要について教えていただけますか。

○照屋寛志港湾課長 各離島の港湾に対する要望につきましては、毎年、市町村のヒアリングを実施しておりまして、港湾の整備、使い方、補修等の要望を受けて、今後の整備のあり方を検討しております。

○糸洲朝則委員 一つ一つやると時間がないので、例えば、渡嘉敷港は特に冬場にはなかなか港に入るのも難しいということで、沖防波堤が長年の要望なのです。皆さんの答弁を聞いていますと、難工事で費用もかかるということで今日まで来ております。確かに、私も船で現場まで行ってみて、防波堤は厳しいものがあると思うのですが、それをやらないことには渡嘉敷島の港湾として安定した航路は得られないと思うので、どこかで決着をつけないといけないと思うのです。思い切った予算措置をしないとできないことですが、これについてはどうですか。

○照屋寛志港湾課長 渡嘉敷港につきましては、台風によって防波堤が決壊しましたが、去年までに復旧が完了しておりまして、その結果、静穏度は大分向上していると思います。地元の渡嘉敷村からの要望につきましては、沖から入ってくる波が港湾内で反射などをしてフェリーが停泊しづらいということがありまして、我々としましては静穏度向上のための委員会の中で、渡嘉敷港のフェリーバースの静穏度改善のためにどのような対策が必要か検討していきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 沖防波堤が一番難工事で高コストだと言われておりますが、それをつくらなくても港内のバースの設計変更などで対応できる可能性はあるのですか。

○照屋寛志港湾課長 港口から入ってきた波を港の中でできるだけ反射を抑える一波がぶつかって、そこで波が余りはね返らないような構造などもありますので、そういったものを含めて検討していきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 技術的にはぜひ検討していただきたいのですが、島で暮らした人間からすると港の出入り口が一番の勝負どころなのです。そこを出ること

ができれば船は進むし、帰りも一緒なのです。島で育った人間には、港に出入りするときの緊張感は知らず知らずのうちに植えつけられているのです。多分、渡嘉敷島の人たちはそれが物すごく—それは恐怖心に近いです。ですから、沖防波堤は必要だという認識を持っていて、最終的にはやらないといけないと思うのですが、いかがですか。

○照屋寛志港湾課長 静穏度の検討委員会の中で、どうすれば委員のおっしゃるような件も解決できるかということも含めて検討していきたいと考えております。まずはフェリーバースの静穏度の改善が一番大事なことでと考えておりますので、それに向けて取り組みたいと考えております。

○糸洲朝則委員 各離島それぞれの課題があつての要請だと思いますので、それにのりつた対応をぜひお願いしたいと思います。

南北大東島の港も風向きによって使い分けをしておりますが、整備の課題としてはどういったことがあるのですか。

○照屋寛志港湾課長 南北大東島の港につきましては、それぞれに北地区、西地区があり、南側に南大東島であれば亀池地区、北大東島であれば江崎地区という3つの地区がございます。その日の風向きによって静かな場所を選んで荷役作業を行っております。南大東島、北大東島においては、急に水深が深くなるので、沖縄本島やその他の離島にあるような外郭施設を整備するには非常に厳しいものがございます。そういうこともありまして、3つの港の使い分けを行っている状況でございます。

○糸洲朝則委員 クレーンで積みおろしをするわけですから、クレーンの果たす役割は大きいですね。クレーンは皆さんの管轄ですか。

○照屋寛志港湾課長 港湾の施設として南大東村と北大東村に貸与しております。

○糸洲朝則委員 いずれにしましても、各島々の港のそれぞれの課題解決のためには年次的にやっていくしかないと思いますが、ぜひ優先順位もつけながらやっていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 陳情平成28年第65号南部東道路整備に関する陳情と関連して、新規の陳情第64号南部東道路の那覇空港自動車道への直接乗り入れに関する陳情がありますが、一般質問でもいい答弁をいただいたと思っております。まず、南城市が一番恩恵を受ける場所ですが、南城市は合併後11年経過して、まちづくりという点では独自の都市計画も確立して急ピッチで来ています。合併特例債が平成33年までということで、インターチェンジの近くに新庁舎が建設され、平成30年5月ごろには移転する予定です。その付近には2000台の公共駐車場をつくって、公共交通の再編も含めてパーク・アンド・ライド構想ということでやっております。ですから、南部東道路の完成はまちづくりに大変関連していますので、おくれが懸念されているということは、まちづくりにも影響しかねないということなのです。まちづくりと密接に関連しているという認識は持たれていますか。

○玉城佳卓道路街路課長 まちづくりという観点から、急いで進めたいということは思っております。

○座波一委員 おくれていることが非常に懸念されているということで、それを取り戻し、さらに加速化するために、処理概要の中に「国及び南城市と検討会を組織し、」とあります。これは具体的にもう始まっていると思いますが、どのような話し合いがされましたか。

○玉城佳卓道路街路課長 5月に1度、開催しております。その中で現状をお互いに把握し、おくれているということも含めて確認しております。また、今後どのように事業を促進していくかということと、直接乗り入れに関しましても協力していこうということで、意思疎通を図っているところでございます。

○座波一委員 意思疎通がまずは第一だと思いますが、まだまだ不透明なのが直接乗り入れの部分です。これについては、まだ検討の段階で問題がクリアにされていないという答弁でしたが、技術的な問題なのか、どういうことが問題なのか、明確にしてもらえますか。

○玉城佳卓道路街路課長 現在の計画は、平成15年か平成16年だったかと思いますが、事業開始段階のデータを用いて計画しております。現状は観光客もふ

え、地元も人口がふえて、状況変化があります。それを踏まえて現状の計画を確認しようと。現状のデメリットをしっかりと把握し、その後、進めていこうということになっておりまして、次は10月をめどに検討会を開催しようと思っておりますが、その時点では、現状を踏まえて大まかな形での直接乗り入れの提案ができればと思って調査を進めているところです。

○座波一委員 それでは、10月までには直接乗り入れの提案ができるように取り組んでいるということでしょうか。

○玉城佳卓道路街路課長 具体の形が提案できるかどうかははっきりしておりませんが、まずは現状の課題等を整理して、こういう課題であればこういうことができるのではないかとという形を検討会に提案して、その中でいろいろと議論をしていきたいと思っております。

○座波一委員 直接乗り入れが計画からなくなったという問題が出てきたのは、私が南城市副市長のころからなので、もう2年たっているのです。そのときから技術的課題、あるいはビー・バイ・シーの課題などがあると言っていますが、まだ具体的にされていないのです。そんなに時間がかかりますか。一部の調べでは、技術的課題はクリアされているという情報もあります。

○玉城佳卓道路街路課長 県独自の調査は確かに2年前に実施しておりまして、そのときに概算工事費として100億円、インターチェンジの形も出してはあるのですが、その形にいく前に3者で一つ一つ確認しながら進めていこうということで、最終的にはその形に持っていきたいところはあるのですが、まだ国との調整を終えていない状況なので、国とも相談をしながらそういう形であればと思っております。

○座波一委員 前向きな意見に聞こえますので、できる方向で検討しているものと思っています。課題が技術的なものなのか、お金なのか、微妙な言い回しなのですが、国側としては上がって来れば出すと言っています。そういう感触で私はとっていますが、それが出ないから予算がつかない。簡単な話なのです。100億円近くの予算がかかるということではありますが、中北部地域の道路整備から比較すると南部地域にこれぐらいプラスになっても全く遜色ありません。決して突出した金額ではないということをはっきり申し上げておきたいと思っておりますし、体制の強化も含めて、重要な問題として考えてほしいと思

いますが、いかがですか。

○宮城理土木建築部長 本会議の場では詳細なデータを整理、検討しているところということで、具体的な数字をお出しするのは差し控えたところなのですが、ある程度、事業費もかかるということ。それから、合流部が近接するということで安全上の問題が以前から指摘されておりますし、インターチェンジ自体に大きな改良が必要だということも指摘を受けています。このあたりを事業者、国を含めて今回の検討会の中でしっかり議論をさせていただいて、一致した方向性が見出せるのであれば次のステップにという形で考えております。いずれにしても、地域からの自動車道への直接乗り入れという強い声にできる限りお応えできるような形で、我々も内部ではしっかり検討させていただきたいと考えております。

○座波一委員 現在、衆議院の国土交通委員長であります西銘衆議院議員は沖縄4区の選出ですが、それがテーブルに上がってきたらやると言っていますが、今、予算の問題がテーブルに上がっていない状況だということです。MICEに関して推進の立場から私も取り組んでいますが、今、滞っている原因に周辺環境整備があります。周辺環境整備というのは道路網も含めてのことです。当然のように南部東道路も入っておりますし、糸満与那原線ともリンクしてくるような計画があります。ですから、MICEを推進するためにも、この問題には早急に取り組まないといけないのです。内閣府はそこが足りないと言っているわけです。そういうところから、南部東道路の進捗のスピード化は必要だと思っております。それと関連して国道、県道の整備もありますが、MICEを見据えた土木建築部の考えを確認します。

○宮城理土木建築部長 道路整備自体は非常に長い期間を要するものなので、もともとマリン・タウン地区の周辺環境整備の一環として国は南風原バイパス、与那原バイパスの整備を進めておりますし、県としても浦添西原線や真地久茂地線などを整備している。その整備の時期がMICEの開業の時期にちょうど合うような状況であるというのが現在の状況でございます。内閣府から周辺環境整備について御指摘を受けたというのも文化観光スポーツ部から伺っておりますが、少なくとも道路整備に関しては現状を我々がお話しして、MICEが完成するときに発生集中交通量のデータをいただければ、それに応じて周辺の混雑交差点をどうしたらいいのか、あるいは委員から御指摘があったように糸満与那原線を今後どうしていくのか、南部東道路ができたときにどうな

るのかというのは、当然ながらあわせて検討できるものだと思いますが、今、周辺環境整備で問題になっているのは土地利用の話だと伺っております。どれぐらいの規模のホテルが来るのかとか、どういう活用がされるのかというのを具体的な数字で示してほしいということで、道路整備そのものを指摘されているという認識は我々は持っておりません。いずれにしても、現状の計画にしっかり取り組んでいくという形で、MICEの立地する周辺の環境整備には取り組んでいきたいと考えております。

○座波一委員 周辺環境整備は、宿泊施設等々も含めての話ではありますが、間違いなく道路交通アクセスも入っています。これは文化観光スポーツ部関係者の皆さんだけではなく、横断的な取り組みが足りないと言われているのはそこだと思います。MICEの完成は2020年をめどにしているわけですから、積極的に取り組まないと一既存の決定事業が進めばいいというものではなく、MICEを見据えた土木行政もしっかりやっていかなければいけないのではないかと考えております。そういう部長の考えは確認しますが、ぜひ連携をとって進めていければいいかと考えております。

○宮城理土木建築部長 MICE自体は県の重要施策ですし、その立地によってインフラを担っている土木建築部として対応しなければいけないものは当然ながらやっていくということでございます。現状、国の進める南風原バイパスや与那原バイパス、県が進めている真地久茂地線や浦添西原線については、その時期をお互いにしっかり共有しながらスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。それ以外の部分についても、交通量等のデータをいただいた後に、どの部分を優先的に変えていかないといけないのかということをしつかり議論した上で、できることは対応していくということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、処理概要が変わっているところを質疑したいと思います。大宜味村の田嘉里川沿いの転落防止柵を4カ所に設置ということで、ありがとうございます。ただ、引き続き地元と調整の上、対応していきたいということになっているのですが、今回の4カ所の柵の設置で完結ということではなく、まだ危険な場所があって、その辺を地元と調整して対応

していくということなのですか。

○石川秀夫河川課長 田嘉里川については、左岸、右岸を合わせて約1.3キロメートルの転落防止柵の設置要望があるのですが、先ほどお話がありましたように、階段4カ所については既に設置をしております。一方、地元の村で河川管理用通路を農道として整備するという計画もありまして、その際に転落防止柵といいますか、ガードレールを村で整備するという事も聞いておりますので、村で整備する区間と我々河川管理者で設置すべき区間を見きわめながら、設置すべき区間については我々で設置していきたいと考えております。

○具志堅透委員 そのことに関しては村としっかり打ち合わせをして、村の理解の上で今の話ができていると理解していいですか。

○石川秀夫河川課長 もちろん、そういうことでございます。

○具志堅透委員 次に、陳情第38号本部港が「国際クルーズ船の拠点港」に選出されたことに関する陳情について、陳情者から4項目の要請があるのですが、処理概要は1カ所でまとめて、クルーズ船バースの整備に当たっては云々となっております。その4点全てにしっかりと調整をして応えていくという解釈でいいですか。

○照屋寛志港湾課長 処理概要にも記したとおり、船会社や荷役業者、地元の本部町等としっかり意見交換し、調整していきたいと考えております。

○具志堅透委員 処理概要の中で、岸壁等港湾施設の利用に支障が出ないように十分調整していきたいと。今の利用に対して支障がないようにしっかり調整し、整備するところは整備しながらやっていくというところは理解できます。ただ、そこで我々が思っているのは、本部港のあり方は、ヤンバルに一つの重要港湾として、そこを活用することによって地域の産業振興、本部町を中心とした北部地域全体までいらんで活性されればと思っております。ですから、将来的な部分も含めて、あり方を検討していただきたいと思っておりますが、その辺はどうですか。

○照屋寛志港湾課長 今回の地元との調整には、現状を把握して足りない部分をきちんと洗い出し、地元で行われている実証実験等の動向も見ながら、将来

の形を確認し、その辺の対応も検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 地元としっかり調整しながら、進めていただきたいと思えます。

次に、陳情第46号の4平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、記の1、エキスポ地区にヨットハーバー施設の整備の要請があるのですが、処理概要では、今後、地元と意見交換を行い、その活用方法について検討していきたいということです。具体的に県としてのイメージがあるのか。本部町からの本部港エキスポ地区においてヨットハーバーの施設整備をしていただきたいという要請ははっきりしているわけですよね。それに対して、意見交換というのはどういうことなのか。その辺を詳しく説明してください。

○照屋寛志港湾課長 ヨットハーバーとなりますとマリーナというイメージになりますので、有料の施設などもありますし、地元の意見をしっかり聞きながら、どういう形の整備が地元が使いやすいのか、それから、クルーズ船が来たときの海洋レクリエーション等の出発地になるといったことも含めて検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 ヨットハーバーに関しては、過去にジェットfoilが就航したり、あるいは、沖縄国際海洋博覧会のためにつくられたということですが、かなり閑散としている状況の中で公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団—B&Gが入ってきて、そこにもう一度注目を集めようということで、ヨットハーバーなどの地元からの提案があって10年前ごろに県でも検討された経緯があるかもしれませんが、そういったこともしっかり踏まえて、先ほど港湾課長が答弁したような方向で考えていただきたいと思えます。

次に、記の2、国道505号の歩道拡張整備ですが、国道505号は今帰仁村側から進んできてかなり整備されてきております。今、残っている部分はどの程度ありますか。

○喜屋武元秀道路管理課長 陳情のある箇所が本部町の浦崎から具志堅までということでしたので、陳情のある箇所での歩道の整備状況についてお話しします。整備要望延長12.5キロメートルのうち、歩道幅員3メートル以上が確保されている区間が0.1キロメートル、2メートルから3メートル未満の歩道が0.7キロメートル、2メートル未満の歩道が11.7キロメートルとなっております。

○具志堅透委員 ということは、ほとんど整備されていない。2メートル未満の11.7キロメートルを整備していこうということでもいいですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 狭隘な部分と御説明しましたのは11.7キロメートルとなっております。この部分につきましては、処理概要の中でも示しているとおりに、地権者との協力が必要なことから、町と連携しながら整備に取り組んでいきたいと考えております。

○具志堅透委員 過去にも取り上げて、県としては行う意思があるという答弁も出ているだろうと思います。その中で地権者との協力が必要だというのは、進めた経緯の中で地権者の同意が得られなくてとまった背景などがあるのですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 道路整備をする上で、歩道幅員が未整備な箇所は地権者の協力が得られない場合が多いので、この箇所についてもそのような状況だと認識しております。北部地域の行政懇談会等においてもそのような要望がございますので、歩道幅員2メートル未満の11.7キロメートルについて、今後、整備に取り組んでいきたいと確認しております。

○具志堅透委員 当然、地権者の同意は必要ですし、協力がなければできないことではあるのですが、県の考え方としては、同意が得られれば未整備の11.7キロメートルに関してはしっかりと取り組んでいくということでもいいですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 委員のおっしゃるとおり、取り組んでいきたいと思っております。

○具志堅透委員 地権者の同意に関しては、私も一肌も二肌も脱ぎたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、記の3について、先ほどの伊江港の静穏度調査と関連していると思うので一括して確認したいと思いますが、伊江港の静穏度の向上ための整備を平成29年度から行うと書いてありますよね。

○照屋寛志港湾課長 平成29年度から着手できるよう調整を行っております。

○具志堅透委員 これは予定どおりですか。調整が難航しているところもありますか。

○照屋寛志港湾課長 北部振興事業で実施しようと考えておりました、北部振興事業が今年度から5カ年の新たな事業になっております。この調整を行っているところで、特におくれているわけではございません。

○具志堅透委員 当然、地元との調整も終えて、北部振興事業を導入しながら平成29年で行うと。その予算の配分の中で予定どおりであるということですね。

○照屋寛志港湾課長 はい。

○具志堅透委員 それと関連して、西側の港の整備が今回新たに出てきているのですが、その整備については意見交換をしていきたいということで、これまでも調整してきたらと思いますが、どの程度の要請があって、どういう意見交換をしているのか、聞かせてください。

○照屋寛志港湾課長 意見交換はこれから始めてまいります。地元からは、将来、本部港にクルーズ船が来たときに受け入れられる体制を整えるためにも岸壁を大きくしたいと。そのために、伊江村として構想を描いてみたいということをおっしゃっていますので、それが出てきた段階でまた意見交換をしていきたいと考えております。

○具志堅透委員 その考え方を私も聞いているのですが、本部港にクルーズ船が来ることを見越しながら、観光客が北部地域、ヤンバルにふえていくだろうと。その需要を伊江島へも取り込みたいという強い思いを持って一先ほどの糸洲委員の話ではないのですが、離島にとって港は非常に重要な部分なので、そのサイクルを早めていただきたいという地元の強い思いがあって、クルーズ船をつけるということではなく、お客さんの受け入れについての意見交換を早めていただきたい。今、港湾課長の答弁では地元が絵を描きたいと。それを待っている状況だと言っているのですが、それができ上がればすぐにでも意見交換をしながら前向きな方向で検討するということがいいですか。

○照屋寛志港湾課長 伊江村からの提案を見た上で話し合いを進めていきたい

と考えております。

○**具志堅透委員** しっかりと前向きに検討していただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 陳情第61号平成29年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情ということで、新規で出ていますが、処理概要がふんわりしていかみ合っているのかわかりにくいので、内容の確認をお願いします。1点目の立地企業を含めた検討会議というのはあるのですか。

○**照屋寛志港湾課長** 平成27年度に立地企業を含めて、うるま市、沖縄市、県で会議を持っております。

○**仲村未央委員** この要請は、県主導で全体の運営に関して継続的な協議の場を求めているわけですね。おっしゃっているのは、そういうことですか。1回開催したということですか。

○**照屋寛志港湾課長** 数回開催しておりまして、今年度も立地企業と沖縄市、うるま市も含めて会議を開いていきたいと考えております。

○**仲村未央委員** （2）は事務所の整備も含めて必要ではないかと。これは前から議論があって、恐らく再編、リストラ的なことでなくなりましたよね。それで、やはり分室が必要ではないかということがたびたび聞かれるのですが、皆さんは設置する方向で進んでいるのですか。

○**照屋寛志港湾課長** 平成23年度までは中城湾港建設事務所があって、それが平成24年度から廃止になり、中部土木事務所の中に中城湾港分室ができております。組織としては非常に小さくなったのですが、平成24年度から比べて平成28年度までに処理すべき事務量や管理すべき岸壁の数、入港する船なども大分多くなっておりますので、港湾管理者としましては、中城湾港一帯を管理する独立した事務所を設置していきたいと考えております。

○仲村未央委員 今の事務所の設置ですが、いつごろ復活といいますか一取り組むべき拠点や意見交換もあわせて、核となる場所がないことも連携がもっと必要だと言われるところかと思っているのですが、事務所の設置については具体的なスケジュールがあるのですか。

○宮城理土木建築部長 港湾課長からも御説明申し上げましたように、港湾管理をしている土木建築部としては必要性を認識しております。それで、県の組織体制、機構については、毎年度のように要望させていただいております。一方、全体の中で何を優先するのかということではなかなか実現はしていませんが、我々としては必要性は十分認識しておりますので、引き続き要望していきたいということでございます。

○仲村未央委員 今、実証実験もいよいよということになって、貨物量も増大に向けて取り組まれている中だと思えますし、クルーズ船のこともあったりして、いずれにしても調整機能の充実が必要だという話が出ていると思えますので、ぜひそこは設置に向けて強く動いていただきたいと思えます。

記の2のところをもう少し聞きたいのですが、実証実験に協力してもらう船会社を選定しているということですが、実証実験はどのような状況ですか。

○照屋寛志港湾課長 実証実験に協力していただける船会社などは6月いっぱい選定を終えております。8月下旬からの運行に向けて、取り組みを行っているところでございます。

○仲村未央委員 具体的にはどういう形の—内容についても少しおっしゃっていただけますか。

○照屋寛志港湾課長 今回、東埠頭に2棟目の上屋を設置しましたので、上屋を管理する荷役業者と船会社をセットで募集しまして、上屋を活用してできるだけ集荷をして、新たに新港地区から発生する貨物、中部圏域から発生する貨物を取り込んだ上で、東京—大阪航路で運びたいというのが今回の実証実験の目的でございます。

○仲村未央委員 実際に需要の見通し、取扱量の見込みなどは、皆さんの思うような増大傾向はあるのですか。目標などもありますか。

○照屋寛志港湾課長 今、詳細な資料を持ち合わせていないので、目標何トンというのは申し上げられません。この実験は週に1便、中城湾港を寄って京阪に行ってもらおうということで、那覇港を出発して、中城湾港に寄って、大阪、東京に寄って、それをまた逆に回ってくる経路となっております。

○仲村未央委員 引き続き、後で資料を提供いただければ見ていきたいと思っています。

それから、記の3の防災・防犯の計画は、沖縄市とうるま市とは当然のごとく防災計画をしっかりと反映させていこうという話になっていると理解してよろしいですか。

○照屋寛志港湾課長 資料等を提供し、次の地域防災計画の改定の際に掲載できるようにお願いしているところです。

○仲村未央委員 記の4の企業内保育施設は、本来はできない規制があるのをできるようにするということですか。手続上、何かハードルがあるのですか。

○照屋寛志港湾課長 新港地区のほとんどが臨港地区に指定されておりまして、臨港地区の中で分区を指定しております。これは港湾内の地域のあるべき方向に向かって土地利用を誘導する目的で設定しております。沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例—分区条例に保育施設が明確にうたわれていないということもありまして、設置できるかどうかについて全国の事例等も調べて、方向性を見出していきたいということで検討を行っております。

○仲村未央委員 分区条例にそれを追加すれば、目的として問題なく普通に設置できるということですか。設置をしてはいけないということがあるわけではないのですか。

○照屋寛志港湾課長 分区条例には設置できる施設はこうだというのがうたわれておりまして、その中に入っていないので、設置できるという解釈にはならないということでございます。

○仲村未央委員 設置すると本来の港の機能を損なうという議論も一部あるのですか。

○照屋寛志港湾課長 分区は、ほとんどが工業的に利用されている地域でございまして、そこに保育施設を設けることがいいことなのかどうかも含めて、全国の事例も見ながら検討していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第21号「(仮称)竹富町コンドイビーチリゾート事業計画」の開発行為許可の取り下げを求める陳情が竹富公民館長から出ていますが、竹富町歴史的景観形成地区保存条例・竹富町景観条例をないがしろにして都市計画法を根拠にしているということで、リゾート開発に対して竹富公民館定期総会で全会一致で反対したという陳情ですが、今の進捗状況を教えていただけますか。

○宮平尚建築指導課長 開発事業の進捗状況ということですが、まだ工事に着手はしておりません。今は実施設計を進めていると聞いております。

○崎山嗣幸委員 竹富島憲章や竹富町歴史的景観形成地区保存条例などは、全く盾にならず、都市計画法上論外なのですか。

○宮平尚建築指導課長 都市計画法の開発許可では、現在の竹富町の景観条例は審査の対象にはなりません。ですから、町で景観条例に関する指導等を行っていただきたいということでございます。

○崎山嗣幸委員 文化財や従来から祖先が守ってきた地域を守ることや、開発にブレーキをかけることについては竹富町が行うべきだと言っていますが、県はアドバイスや指導などは全くしないのですか。

○宮平尚建築指導課長 景観法の景観計画においても、市町村の条例で開発行為の制限をすることはできます。ただ、現在のところ町の条例にはそれがないということでございます。

○崎山嗣幸委員 県としては、竹富島の景観や文化財について、どう認識していますか。竹富島が全国的にも有数な観光地となって、そこを守るという意味

では、竹富島憲章や国の重要無形民俗文化財、伝統的建造物群保存地区、国立公園の指定などがあります。そういった重要な文化財を無節操な開発、近代化によって破壊されてはならないというのが竹富島憲章なのですが、皆さんはこれをどのようにお考えですか。

○宮城理土木建築部長 地域の景観や伝統を守るのは、当然ながらまちづくりの主体である竹富町が独自に判断していくべきものだと我々は認識しております。その中で、竹富町が竹富島憲章や条例ということで方向性は示されていますが、具体的にそれを制限する方法が幾つかあっても、それがまだ講じられていないという状況でございます。都市計画法に基づく開発許可を所管する側としては、現状の都市計画法の対象法令の中で適切に審査していくことしかできないという状況でございます。

○崎山嗣幸委員 竹富島憲章の中に、島の土地や家などを島外者に売ったり無秩序に貸したりしないということがあるのですが、竹富町コンドイビーチリゾートの事業者は竹富島内の事業者ですか。

○宮平尚建築指導課長 島外の事業者でございます。

○崎山嗣幸委員 島外の事業者に土地が渡ったのは、いろいろな経緯があるのですか。竹富島憲章の中に、島外者に土地や建物などを売ったり無秩序に貸したりしないということがあるのですが、島内の人が売却したということですか。

○宮平尚建築指導課長 土地の売買の経緯については承知しておりません。

○崎山嗣幸委員 竹富町伝統的建造物群保存地区外を理由にということですが、この保存地区は島内全域ではないのですか。

○宮平尚建築指導課長 ゾーン分けをされておまして、基本的には島内全域でございます。

○崎山嗣幸委員 竹富公民館定期総会となると、竹富島の住民みんなが反対していると思うのですが、リゾート会社と島民が対話することも重要だと思います。県は開発許可を出すに当たって、住民と対話をするることについての指導はされたのですか。

○宮平尚建築指導課長 都市計画法の開発許可においては、特に地域住民の同意や合意形成は審査の対象になっておりません。ただ、県としましても、事業を進めていく上では地域の人たちとの合意形成が必要だと認識しております。ですから、開発事業者に対しては合意形成を図っていくようにということを促しております。

○崎山嗣幸委員 給水許可において、給水量の計算根拠が不明瞭であるということで、島民の給水、観光客の給水、その他があると思いますが、このリゾート事業計画によって給水量の限度を超えるという計算だと思います。島民や観光客の水がなくなるということはありませんか。ここは、承認していますか。

○宮平尚建築指導課長 給水に関しては、私どもの開発許可でも審査をすることになっております。ただ、実際には国の指針等で水道事業者との協議が調うことで基準を満たしているということになっておりまして、今回の計画におきましても、水道事業者である竹富町に協議の状況を確認し、適合しているという判断をしております。給水量につきましても、水道事業者が適切に判断していると理解しておりますので、県としましては、そこは水道事業者の判断に任せている状況でございます。

○崎山嗣幸委員 将来、給水状況が緊迫するときの責任は水道事業者にあるのですか。

○宮平尚建築指導課長 そういふことになると思います。

○崎山嗣幸委員 町民と皆さんが言っていることに乖離があって、どうしてもこの給水計画ではもたないと言っているのです、将来を見通すという意味では、改めてチェックする必要はないですか。

○宮平尚建築指導課長 給水量につきましては、先ほども申しましたように水道事業者が適切に確認されていると。開発許可を担当する私どもとしては、それ以上の審査はできないと考えております。

○崎山嗣幸委員 陳情者は、事業者と島民との話し合いが不十分なまま実施設計の方向だということで、開発許可を取り消してもらいたいと言っているのです。

すが、県としては、ここは将来も十分耐え得ると判断し、陳情者に対する立場は変わらないということですか。それとも、今後、島民との話し合いや調査を行うこともあるのですか。

○宮城理土木建築部長 コンドイビーチリゾートの開発計画につきましては、我々は与えられた権限の中でしっかり判断し、適切に許可がなされているものだという理解でございます。一方、陳情者を含めて、地元からは開発許可自体に対して不服申し立てもございました。それについては、しっかり第三者的な立場の方々に議論をしていただいて、開発許可自体は適正になされているという判断が下されているところでございます。

○崎山嗣幸委員 会派で現地も見させてもらいましたが、まだ島の人々は納得している状況ではありません。現地にはすばらしい砂浜があって、環境もとてもよかったので、そういった意味では、島民と十分話し合いをする、民意を重要視する立場で対応してもらいたいということを要望します。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

午後 2 時 46 分休憩

午後 3 時 5 分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情平成28年第45号の 4 外13件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 環境部所管の陳情につきまして、お手元の土木環境委員会陳情案件資料により、御説明いたします。

環境部所管の陳情は、新規5件、継続9件、計14件となっております。

初めに、継続9件につきまして、処理方針に変更があった主な箇所を御説明いたします。

お手元の資料13ページをごらんください。

陳情第11号「沖縄県の蝶（県蝶）」の制定に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

4段落目につきまして、「沖縄県のシンボルとして、新たに「県の蝶」を指定することについては、県民一人一人が生き物とかかわりを持ち、沖縄が持つ自然の豊かさへの理解を深めることにつながるものと考えており、県民の関心や全県的な機運の高まり等も考慮しながら、検討していきたいと考えております。」に修正しております。

続きまして、資料14ページをごらんください。

陳情第20号の3石垣市振興に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

2段落目後半部分及び3段落目につきまして、「その後も、同会議の関係者等と、普及啓発のためのパンフレット作成やシンポジウムの開催など、設立に向けた取り組みについて、話し合いを重ねてきております。また、平成29年5月に決定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の改定計画では、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという県の方針を位置づけたところです。」に修正しております。

そのほかにも、時間経過に伴う状況の変化等があった部分について修正し、下線を付して表示しておりますが、基本的な処理方針に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情5件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料15ページをごらんください。

陳情第46号の4平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の処理方針につきましては、資料14ページがございます、陳情第20号の3に同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料16ページをごらんください。

陳情第56号（仮称）沖縄伊武部ビーチホテル計画に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

17ページになりますが、記の1につきましては、自然公園法は、すぐれた自然の風景地の保護及びその利用を目的としており、自然公園内特別地域におけ

る開発許可については、自然公園法施行規則で建築物の高さが13メートルを超えないこと等の基準が定められております。

一方、自然公園の利用に資する施設等、公園事業として執行する行為については、この規制の適用が除外されております。

沖縄伊武部ビーチホテル計画については、沖縄県自然環境保全審議会による審議を踏まえ、その区域、最大宿泊者人数等を総合的に判断し、平成18年11月14日付で公園事業として決定を行ったところであります。なお、現行の事業計画については、恩納村景観むらづくり審議会でも審議されており、その高さについて適当と認められております。

記の2につきましては、公園事業（宿舎）は、不特定多数の者の利用が前提であり、当該事業についても、提出された申請書及び関係資料等により不特定多数の者の利用に資することを確認し、認可したものであります。

記の3につきましては、事業者は、希望ヶ丘区の住民に対し、平成29年3月27日に説明会を実施し、また、同年6月9日には希望ヶ丘区の代表者と協議をしております。

県としては、事業者に対し今後とも丁寧な説明を行うよう引き続き求めてまいります。

続きまして、資料19ページをごらんください。

陳情第69号「沖縄県の蝶（県蝶）」制定に関する陳情の処理方針につきましては、資料13ページがございます、陳情第11号に同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料20ページをごらんください。

陳情第78号軍事基地の建設と米軍及び自衛隊による訓練を沖縄県環境影響評価条例の対象事業に加えることを求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

沖縄県環境影響評価条例の対象事業については、同条例第2条第2項各号において規定しておりますが、自衛隊基地等の建設及び自衛隊等の訓練は対象とはなっておりません。

現在の対象事業に新たな事業の種類を追加することについては、他の事業への影響もあることから、関係機関等から意見を聴取するとともに、平等性、比例原則の面から検討してまいります。

また、検討に当たっては、環境影響評価条例を制定している各都道府県及び政令指定都市の対象とされている事業の種類等を参考にしております。

なお、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築の実施が環境に及ぼす影響について、環

境影響評価を行うものであることから、自衛隊等の訓練のみを対象とすることは困難であります。

続きまして、資料22ページをごらんください。

陳情第80号沖縄県における外来種侵入予防対策の強化に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1につきましては、県では、外来種による生態系の攪乱を防止し、本県の豊かな生物多様性を保全するため、平成27年度から外来種対策事業を実施しております。

同事業の中で、外来種の侵入経路の特定など、侵入防止を含めた総合的な外来種対策を検討しており、平成31年度までに、優先して対策を検討すべき外来種のリスト、外来種対策を実施する上での基本方針、市町村等の関係機関と連携、協力して取り組むための行動計画などを策定することとしております。

記の2の(1)につきましては、陳情平成28年第169号記の1に同じであります。

記の2の(2)につきましては、陳情平成28年第169号記の2に同じであります。

記の2の(3)につきましては、届出書に記載する搬入予定の埋立用材の種類、搬出元の特定外来生物の定着の状況等を踏まえ、事業者に対し、必要な調査員の確保、専門家の活用を図るなど、調査体制の整備と調査後の速やかな報告を求めることとしております。

記の2の(4)につきましては、当該条例では、事業者に対し、報告、立入調査、搬入・使用中止の勧告等について措置する際には、有識者からの意見を聞くことができると規定しております。また、立入調査の際には、知事が指定する有識者に調査等させることができることについても規定しております。

県では、有識者からなる専門委員とともに立入調査を実施し、専門委員の意見を十分に踏まえ、必要に応じて勧告等の措置を講じてまいります。

記の3につきましては、本条例の対象となる事業については、専門委員の意見を十分に踏まえるとともに、事業の内容などにより、必要に応じ専門委員の増員や立入調査における関係自治体との連携等について審査体制の整備を図ることで審査を円滑に実施してまいります。

記の4につきましては、県では、身近に生息する在来種や外来種について、広く県民の関心を高めるとともに、これらの生息情報を収集するため、平成27年度から、小学生を対象にした「生きものいっせい調査」等を実施しております。

県としては、引き続き、県民に対し、外来種に関する普及啓発を行うとともに

に、外来種対策のための行動計画策定に当たっては、パブリックコメントを実施するとともに、県民が参加できる取り組みについても検討していきたいと考えております。

以上、環境部所管の陳情について、処理方針を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 陳情第80号沖縄県における外来種侵入予防対策の強化に関する陳情です。条例の成立の背景も、埋め立てに対する外来種侵入防止ということが主な要件だったと思いますが、これまでの埋め立てに限らず、沖縄県における外来種侵入の被害にはどのようなものが見られますか。

○金城賢自然保護課長 主なものとしまして、マングースによる被害やウリミバエによる農作物の被害、ミカンコミバエによる被害等々が外来種による被害に挙げられると思います。

○座波一委員 沖縄県は、全国と比較しても埋め立てされた土地の面積が一番多いですね。県土に対して埋め立ての割合が高いのですが、埋め立ての影響で起こった外来種の被害は見られないのですか。

○金城賢自然保護課長 これまで埋立事業に伴った土砂の搬入等がございませんので、埋立事業による外来種の被害は、今のところ承知しておりません。

○大浜浩志環境部長 県外から搬入された土砂が過去にどれだけあったかという資料はここにはありませんが、今のところ県外から搬入されたものについての外来種は確認されていないということでございます。

○座波一委員 実際、埋め立てに対して県外から搬入した実績も定かではないと。県外から搬入してきたものを把握しているわけでもないのですね。

○金城賢自然保護課長 埋め立てに伴っていろいろな資材が来ると思うのですが、非意図的に入ってくるものをチェックする体制が今までにないので、そういう意味では、埋立事業に伴って外来種が入ってきたかどうかについては把握していない状況でございます。

○座波一委員 ということは、埋め立てによる外来種の被害はこれまでに確定的なものをつかんでいなかったが、このたび、そのような外来種対策として規制を強化してほしいということですよ。

○金城賢自然保護課長 そのような要請と受け取っております。

○座波一委員 受けるほうはこれまでの例もないし、県としてはどのようにしていいのかよくわからないと思いますが、外来種対策は大切なことだと思います。条例は成立したわけですし、埋め立てに限らず、全般的に外来種対策は掲げていますので、そういうものは埋め立てに対してだけだとは考えていませんよね。

○金城賢自然保護課長 物資の搬入や輸入品、人の交流など、いろいろなことで非意図的に外来種が入ってくる場合があります。ですから、埋め立てだけではなく、さまざまな人間活動に伴って外来種が入ってくることもあるかと思っておりますので、そういったことでは総合的な対策が必要だと考えております。

○座波一委員 この考え方は大切なので、ぜひ今後は埋立事業のみならず、外来種対策はしっかり行ってほしいと思います。ギンネムも外来種なのですが、沖縄の在来種をかなりだめにしていますよね。独特の作用があって、他の植物を排除していくのです。今、遊休地の農地にさえギンネムが繁茂し始めています。南部地域一円、中部地域までもそうですが、国道、県道沿いにかなり繁茂しています。そういう事例があったのが小笠原諸島で、ギンネム対策でかなり悩まされたという経緯があります。過去に、ギンネム自体が外来種として問題だという認識は県にありましたか。

○金城賢自然保護課長 ギンネムがどのような影響を及ぼしたかについては十

分把握していないのもありまして、先ほど申しましたように、外来種としていろいろなものが入ってきているということでは、既に定着しているものもあります。これから入ってくるかもしれないものもあります。入ってきた場合にそのような影響を及ぼすと、また被害が出てきますので、県としましては、今年度、外来種対策の指針の策定を検討しております。その中では、まだ入っていないものに対する対策と、入ってきているが定着しているものに対する対策を分けて指針を策定しようということで、ギンネムについても専門家の意見や過去の状況も踏まえつつ、どのような対応をしていくか検討しているところでございます。

○座波一委員 まさに今おっしゃっているように、既に入って定着し、外来種か在来種かわからないような状態になっているギンネムが、景観問題や農地に対してかなり被害があるということを県は認識して取り組まないといけないと思います。これは戦後間もないころに米軍の緑化政策で植えられたと聞いていますが、最近、さらに急激にふえているのです。ですから、外来種対策の条例ができた以上、これから入ってくるものを防ぎ、さらに、入ってきたものに対しても対応するという認識を持って取り組むと解釈していいですね。

○金城賢自然保護課長 委員がおっしゃったように、まだ入っていないものもそうですが、入っているものに対しても総合的な対策を検討していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第11号「沖縄県の蝶（県蝶）」の制定に関する陳情ですが、ここにあるように県内に約150種が生息し、チョウ王国で生物多様性に富んでいるということで、県のチョウを制定していきたいという提起です。県木や花、魚はあるのですが、県が制定するものには基準があるのですか。

○金城賢自然保護課長 特に基準はないのですが、県鳥や県木、県花については、全ての都道府県で指定されております。特に決めなければならないといった基準はありません。

○崎山嗣幸委員 約150種もいて、那覇市はオオゴマダラ、名護市はコノハチ

ョウなど、特徴的なチョウを制定している市町村が9カ所あるということですが、皆さんの考えは陳情者の意向を受けて1つに統一して指定しようということですか。

○**金城賢自然保護課長** 陳情者は、陳情者の団体においてチョウを制定したいということなのですが、委員のおっしゃるように1つのチョウにするのか。それとも、沖縄県は島嶼県で沖縄本島、宮古地域、八重山地域でもそれぞれ生息しているチョウが違いますので、1つのチョウを制定してもいいのか。今後、県としてはそういったことも含めて検討していかなければならないと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 陳情者はシンポジウムを何回かされて、これから県民投票や世論を喚起すると言っていますが、市町村で制定しているところもあるので、どこで1つに集約されるのかわかりませんが、運動の展開によって集約されれば、執行部が議会に提案するという考えなのですか。

○**金城賢自然保護課長** 要請者は、県民投票や要請者における手続を踏まえて県のチョウとしてふさわしいものを選ぶということですが、県としましては、先ほど申しましたように1つでいいのか、また、手続についても専門家の意見等も聞きながら、どのような形で制定していくのがいいのかということはこれから検討していきたいと思っております。その結果、場合によっては県議会にも提案させていただくこともあるかと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 何回かシンポジウムを開催したり、新聞等で見たりして、努力をしているのはわかるのですが、県民世論的に県のチョウがどのように決まるのかというイメージが湧かないのです。県民投票と言っているのですが、県民投票というとそれだけの取り組みをして決めていくと思うのです。県民投票を全県民に義務化する正式な県民投票なのか。陳情者はどういう形態を望んでいるのですか。

○**金城賢自然保護課長** 陳情者は県民投票と言っていますが、具体的にどのような投票のあり方で実施するかということまでは、我々も聞いておりません。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしても、県民投票が有権者の人たちなのか、全体で行われるのかはわかりませんが、世論がシンポジウムなどによって県のチョウ

にはこれがいいということで集約されれば、皆さんが専門家なりと審議をして、検討して議会に提案するという仕組みだと理解していいですか。

○大浜浩志環境部長 陳情者は、県民投票と言っていて、内容ははっきり聞いておりませんが、全県的に何%あれば多数かどうかも含めて検討しなければいけないということもございます。全県的と言いますと、やはり離島も含めてどれぐらいのものがあるかということは十分検討が必要かと思っております。そこが1つか2つ選定して上げてきたものについて、我々は自然環境保全審議会にお諮りをして指定していくことになると思いますが、少なくとも議会で諮る事項ではありませんので、審議会を経て、知事の決裁を受けて公表という形になります。

○崎山嗣幸委員 これは県が制定をして明らかにしていくシステムだと理解してよろしいですか。

○大浜浩志環境部長 県花のデイゴ、県木のリュウキュウマツ、県鳥のノグチゲラ、県魚のタカサゴにつきましても、大体は指定をしてほしいという団体が新聞社を巻き込んで公募なりをして上がってきたものを県の審議会にかけて公報するという流れになっておりまして、一つ一つ基準があるということではありません。

○崎山嗣幸委員 頑張ってもらいたいと思いますが、陳情者の皆さんはシンポジウムを開催し、世論を喚起して投票を行い、皆さんとの連携をしていくと。時期としてはいつごろを想定しているのですか。

○金城賢自然保護課長 陳情者としては、年内にはチョウの制定をしたいというスケジュールがあるようです。それを受けて、これが全県的な機運として盛り上がっているのか。また、県民投票において離島からの意見もあるのかどうか県としては勘案しないといけません。陳情者は年内、もしくは年度内ということをおっしゃっていますが、その後の県としての手続や専門家の意見等を聞くことになると、年度内はなかなか厳しい部分があるのかもしれない。

○崎山嗣幸委員 私は専門家ではないので一どのチョウがいいかというイメージは持ったりするのですが、今、言うように、決めるには多くの県民が納得する形で、皆さんが陳情者の意向を受けてスムーズにできればと期待をしますの

で、頑張ってもらいたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑がありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情第56号（仮称）沖縄伊武部ビーチホテル計画に関する陳情について、確認させてください。陳情者はいろいろ述べておりますが、希望ヶ丘地区の住民はホテル建設に反対しているのではなく、住民同意のもとで秩序ある開発を望んでいるということを述べております。その中で、平成18年の認可申請から始まって、平成29年の認可事項変更承認申請までの時系列は間違いないのか、この辺を説明願えますか。

○金城賢自然保護課長 当該事業の経緯ですが、県が平成18年9月に沖縄県自然環境保全審議会の公園事業として答申を受けまして、平成18年11月4日に公園事業と決定しております。その後、平成19年2月23日に株式会社ユーズホールディングスに公園事業の執行認可をしております。その後、平成24年7月25日に公園事業の変更認可を行っております。それから、平成27年7月6日に公園事業の承認認可、平成28年4月14日に公園事業の変更認可、平成28年5月2日に公園事業の変更認可ということで、陳情者からありますように、認可をした後に変更認可が3回ほど行われているということになっております。

○具志堅透委員 ちなみに、このホテルが完成するとどの程度の規模になるのですか。高さも含めて、教えてください。

○金城賢自然保護課長 この事業は、ことし5月に着工しております。建物の竣工が2019年4月の予定でございます。その後、2019年7月にホテルの開業が予定されております。建物の規模ですが、地上10階建てということで、最高の高さは39.5メートル、延べ床面積一部屋の面積ですが、4万1700平方メートル、総客室が360室となっております。施設の構成としては、レストラン4棟、パーラー、プール5カ所、駐車場等々が施設の概要となっております。

○具志堅透委員 公園事業として事業決定を行ったということですが、公園事業とはどういうことを指すのですか。

○金城賢自然保護課長 自然公園法は目的の中で、すぐれた自然の風景地を保

護するとともに、その利用ということで、保護とあわせて利用ということがございます。まず、自然公園地区のすぐれた自然を守るための規制ということで、開発がされないように開発の抑制を行っております。一方で、国民、県民に広く利用していただくために公園計画をつくります。公園事業の中身としては、遊歩道や宿舎一ホテル、園地の造成、休憩所などとなっております。

○具志堅透委員 公園事業の中に、景観の保護またはその利用という部分があると。その利用の部分で今回のプロジェクトが当たるのだろうかという解釈ですか。

○金城賢自然保護課長 そのとおりでございます。

○具志堅透委員 風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び云々ということが目的としてあります。ホテル一宿泊施設として公園事業において認定できることになっているわけですよね。今回の事業はホテルですか。

○金城賢自然保護課長 この事業につきましては、公園事業の中の宿舎という位置づけです。公園事業の中には宿舎としかありませんが、宿舎はホテルということでございます。

○具志堅透委員 ホテルということで、公園事業として認められることになっている。そこまではわかります。今回、行われている事業がホテルの形態であるのか、分譲の形態をとっているのか。その辺を教えてください。

○金城賢自然保護課長 今回の事業につきましては、部屋数が360室と申しましたが、そのうち128室は分譲ということでございます。分譲はされますが、一般の不特定多数の方が利用できるホテルとして運用される事業となっております。

○具志堅透委員 分譲というのは、いわゆるコンドミニウムホテルという解釈でいいですか。オーナーがいて、それを貸し出しているから一ホテル側に利用させて、一般の人も入れるからホテルとして見ているということですか。

○金城賢自然保護課長 分譲した特定の方だけが使えるわけではなく、分譲し

た後にホテル側が賃貸借契約を結んで、一般の方も利用できるような形態のホテルということになります。

○具志堅透委員 分譲してオーナーだけが利用するというのであれば公園事業に当たらないという認識は合っていますか。

○金城賢自然保護課長 公園事業の宿舎の場合、不特定多数の利用ということが絶対条件でございますので、不特定多数の方が利用できるホテルとして位置づけられております。

○具志堅透委員 今回の事業計画の中で、皆さんは提出された申請書あるいは関係資料等により確認したということですが、私は condominium 制度が沖縄県で初めてできた平成元年に、そのホテルの社員だったのですが、中には契約で運用させないという方もいたのです。ここは100%運用させるという確約がとれて、契約書云々の中にそういったものが入っていることを確認した上での事業認定なのですか。

○金城賢自然保護課長 そこは非常に重要なので、事業者と調整しております。まだ着工したばかりなので分譲は始まっていませんが、分譲した暁には不特定多数の方が利用できる仕組みをしっかりとつくるということで調整をしております。契約書はまだ見せてもらっていませんが、そこについては運用形態として行っていただくと。仮に供用後、そういうことができていない場合は、公園法の中で改善命令であったり、改善命令を聞かない場合には取り消しということもあります。不特定多数の方の利用が公園事業の中で一番重要なので、そういったことについてはしっかりと確認をしていきたいと思っております。

○具志堅透委員 そこが重要です。これから分譲されていくわけですが、分譲されるに当たって、これだけの規模なので多分、億ションに近い金額、あるいはそれを超える金額だろうと。そこはしっかりとした規約や定款云々ができていなくてはなりません。その中に運用、あるいは個人で使う部分をはっきり出てくるはずで。そこをしっかりと確認しないと大ごとになりますので、そこを確認できる体制をどう担保しているのか。できてから確認するという話ですか。許可は与えたが、その後、確認をとって担保していきますということですか。許可の段階でその部分は担保できていなくてはおかしいのではないですか。

○金城賢自然保護課長 正式なスキームについては調整して求めているところ
です。近々、そういうことが示されることになっておりますので、それを受け
て変更認可などの手続をして、確認していくということを予定しております。

○具志堅透委員 ですから、これから確認をとっていくという話ですよ。し
っかりと担保はとれますか。

○金城賢自然保護課長 しっかり担保をとっていく予定でございます。

○具志堅透委員 陳情者の皆さんが訴えていることは、彼らも高台に住んでい
て、こういう状況の中でしっかりと意見交換、あるいは説明をしていただきな
がら、自分たちが納得した中で一この事業に反対しているわけではないという
ことをあえて書いて、眺望を独占することなくみんなでということなので
す。その辺を踏まえると説明や意見交換といった部分が少し足りなかったの
ではないかという感もあって、もうここまで来ているからやらなくてはいけない
ということではまずいだろうと思うので、今後、地元住民、一番影響を受ける
であろう方々も含めて、どういう対処をしていくのか。しっかりやりますと書
いてあるのですが、もう一度、その辺をお願いします。

○金城賢自然保護課長 自然公園の認可において、地元の同意書といったもの
の添付ということはないのですが、事業の実施においては地域の方々の理解と
いうのが非常に重要だと思います。そういう意味では、これまで私どもも事業
者に対して地域との話し合いや理解を求めるための協議を求めています。そ
れを受けて、平成29年3月27日には説明会を実施し、また、6月9日には希望
ヶ丘区の代表者と協議をしておりますが、引き続き、希望ヶ丘区の方々の調
整をしっかりしていくようにということを求めているところでございます。

○具志堅透委員 少し戻りますが、ある弁護士が言うには、分譲ホテルの分譲
がつくだけで、公園事業には当たらないという解釈もあるわけです。その辺は、
皆さんは別の部分で担保をとっているということですが、それで大丈夫ですか。
変更申請や変更許可も当たらないと言う人もいるのです。

○金城賢自然保護課長 分譲だから、即、公園事業の宿舎には当たらないとい
うことではなく、ホテルが不特定多数の方に利用されるかどうか重要です。
例えば、分譲はしていなくても会員制で特定の人しか利用できないホテルが公

園事業として認可されるかということそうではないのです。あくまでも、自然公園法で重要なのは不特定多数の方が利用できるということなので—ただ、委員がおっしゃるように、分譲となると特定の方しか利用できないような状況になるのではないかと—ということがありますので、そうならないようにしっかり担保していきたいと思っております。

○具志堅透委員 そのことに関しては、環境省あたりの判断を仰いだことはありますか。

○金城賢自然保護課長 ここは海岸国定公園なのですが、国定公園の公園事業の決定と執行については、基本的に都道府県知事が執行するのですが、法律の規定の中で民間の方も認可申請ができるということです。個別具体的な案件については、自治事務ということで、環境省としてもこれがいいというような判断はできないと。ただ、公園事業においては不特定多数の方の利用という形が一番重要なので、分譲だからといってすぐに違反にはならず、これについては県の自治事務としてしっかりと判断していただきたいというお答えをいただいております。

○具志堅透委員 今のことが非常に重要だと思います。皆さんがこれを認可する段階で公園事業として位置づけた理由は、不特定多数の方が利用できる。そして、国定公園の自然を残していくことが目的となっておりますし、分譲という制度をとっているホテルとして位置づけるわけですから、その部分の担保はしっかりとらないとおかしなことになります。それから、もう一度、原点に戻れないかという模索—例えば、奥の部分はある程度上げてもいいが、道路側の部分は13メートル以下にすることができないのかどうか。その辺の検討も含めて、陳情者を中心とした地元の方々への説明、合意形成をしっかりといただきたいのですが、最後にコメントをお願いします。

○棚原憲実環境企画統括監 委員のおっしゃったように、住民への説明は非常に大事だと思います。ちなみに、事業者は事業の認可を受けた平成20年7月に住民説明会を実施しております。その後、平成21年にも実施しておりますが、しばらく事業が中断したことがありました。それで、まだ説明を十分聞いていない住民の方もいらっしゃると思いますし、その辺で説明が足りないということがありますので、我々としても、再度、十分な説明をするようにということを事業者には伝えているところです。

○**具志堅透委員** 幸喜区には説明しておりますが、希望ヶ丘区は自治会に加盟されていないので、その部分がそっくりそのまま抜けているのです。ですから、先ほどから言っているように、一番影響を受ける方々に対しての説明をしっかりとしてほしいということなのです。最初から、区としては地域住民の同意も得られているということはわかっています。

○**大浜浩志環境部長** 住民の協力を得ることは重要なことなので、事業者は早速3月ごろから始めて、何回か行っております。代表者の方とも直近で協議をして、意見は醸成されつつあるという感じは受けておりますが、もう少しきちんとしなさいということで、再度、事あるごとに丁寧な説明を求めているところです。

○**具志堅透委員** これだけの事業を行うわけですし、沖縄の観光にも資する事業だということで私も推進します。ただ、こういった問題があれば大変なので、そこはしっかりと押さえながら取り組んでいただきたいと思います。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 陳情第11号、陳情第69号「沖縄県の蝶（県蝶）」の制定に関する陳情の件で、チョウの専門家だという友人に、こういう計画があるようだがどうかと聞いてみたら、県にはチョウの専門家がいてこれを選定しようとしているのかと言うので、私はわかりませんと言ったのですが、チョウの専門家はいるのですか。沖縄固有のチョウがいるというのは、自然条件がそろっているからここまで来ているのに、制定して手を加えるとこれまでの生態系が崩れるのではないかと。蛍などの生物は非常に微妙な環境の中で生きているのです。議員だからといって勝手に制定して、今まで培ってきた一蛍の生態系や自然環境について詳しい人がいるかわからないので聞いているのです。

○**金城賢自然保護課長** 県自然保護課には生物の教師がおりますが、チョウの専門家ということではないと思います。ですから、県としましてはチョウを含めた昆虫に詳しい専門家や、自然環境保全審議会には琉球大学の理学部の先生もいらっしゃいますので、そういった方々の意見を聞いて、また、委員がおっしゃいますように生態系の問題などもございますので、そういったことも含め

て御意見を聞いていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 条例をつくることはいいことだと思うのですが、一步間違っ
てチョウそのものを死滅させてしまっては困るのです。

○金城賢自然保護課長 条例を制定するわけではなく、県のチョウという身近
なシンボルとして制定をしてほしいという陳情でございます。この辺をどのよ
うに制定するかということについては、全県的な機運等も含めながら検討して
いきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 新たな関心を持って県民がチョウと接してきますよね。その
ためにいろいろな手を加えて、チョウをもっとふやそうと、盛んにやっています
が、老婆心ながら必ずしも正解ではない場合があるのではないかと心配して
聞いているのです。

○金城賢自然保護課長 身近な自然に親しむという意味で、県のシンボルとし
てのチョウを制定してほしいということであり、そのチョウをふやすという意
味ではないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 専門家がいなくても、シンボルとして県は決めるだけだとい
うことですね。

○金城賢自然保護課長 県のチョウを制定してほしいという陳情ですが、それ
をどのように決めるのかということは、これから検討させていただきたいと思
っております。

○嘉陽宗儀委員 期待している県民も大分いますので、頑張ってください。私
もこういうものが好きなので、家に蛍を一私が持ってきたわけではなく、よそ
から来たのです。これを蛍の専門家に聞いたら、蛍が生息する環境ははっきり
しているので違うのではないかと。よくわからないのですが、確かに家に蛍が
いて、大分ふえているし一聞いてみると、沖縄の蛍は2種類だそうです。久米
島のように清い水のところにいる蛍と、民家などにいる蛍とでは違うと言うの
で、環境に特別気をつけなくてもいいのかと思っていたら、庭を掃除しただけ
で翌年には全部いなくなってしまうました。やはりデリケートです。

次に、陳情平成28年第107号、陳情平成28年第115号産業廃棄物最終処分場に

関する陳情について、ごみ山は依然としてまだ解決しないし、今度も大雨がふってそのまま地下に浸透していますよね。これは業者も含めて抜本的な対策をとらないと一ヒ素などの地下水汚染は非常にはっきりしているのです。いつまで野放しにするのですか。

○松田了環境整備課長 現在、株式会社倉敷環境に対して地下水汚染を防止するための対策をとるよう指導しておりまして、大きく分けて3点の事業が実施されております。まず、キャッピングということで、雨が降っても地下に雨水が浸透しないようにシートで覆いをかけています。安定型の大部分がそうっており、雨が降っても浸透せずに雨水を排水するようになっております。2点目に、管理型の部分ですが、上の部分についてはキャッピングをしまして、浸透しにくいような体制をとっております。3点目に、周辺の地下水の測定を継続して実施しておりまして、ことし1月の一番新しいデータでは、地下水の環境基準を超過している地点は見られますが、現時点では汚染が広がっているということまでは判断できないような状況になっております。

○嘉陽宗儀委員 株式会社倉敷環境の問題について、私は長い間、調査もして、皆さん方に処理もお願いしてきましたが、結局、今でも地下水は汚染されています。防水シートもないので、ずっと流れっ放しです。天願川、比謝川—この汚濁水はいつまでなくなりますか。

○松田了環境整備課長 地下水の汚染については、鋭意、対策を実施するように指導しているところですが、現時点でいつまでという期限は我々からは指導していない状況です。

○嘉陽宗儀委員 これをきちんとしないために、向こうではダイオキシンや枯れ葉剤の影響がまだ残っているとか、いろいろ問題を抱えていますよね。特に東南植物樂園から出てくる水の中にもそれがあったということですから、環境行政というのはしっかりしないと、適当にということでは済まされません。ですから、改めて決意して、関係者がそろって対策をとるということで頑張れますか。

○大浜浩志環境部長 環境整備課長からもありましたが、実際に天願川などに流れている状況ではございませんし、周辺、敷地境界の地下水など、県として11ポイントで通年観測しておりますが、今のところ数値は横ばい状態でありま

して、それが広がらないようにバリア井戸を設けてくみ上げているところがございます。そういう状況ではございますが、一刻も早く解決しないといけないということで、我々としても早目に解決できるように指導を強めております。今、言ったようなキャッピングなどの一つ一つの対策も地元の3区、農業団体等を含めた7者できちんと進行管理しております。また、山の改善につきましては8年で改善するという約束もございますので、こういったものも一つ一つ進行管理をしつつ対策を講じているところでございます。このことがしっかり履行できるように、県としては地元とも連携して対策を強化していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 次に、外来種である松くい虫についての対策はどうなっていますか。

○大浜浩志環境部長 外来種ではあるかもしれませんが、農林水産部で対策をとっているのです……。

○嘉陽宗儀委員 あちこちを回っていて、あれは外来種ということがわかったものですから、外来種は皆さんの所管でしょう。それで聞いているのです。どうするのですか。

○大浜浩志環境部長 主に森林地域でありますので、農林水産部で対策をとっておりますが、この中で我々もいろいろと調整をしていかないといけないということではございます。我々のところに相談があれば、対応していきます。

○嘉陽宗儀委員 松くい虫が県政の大きな課題になったときにも、どう駆除するかという問題がきちんとできていなかったのです。引き続き、どうするかという問題で農林水産部だけではだめですから、タイアップして早目に駆除できるような対策をとってください。

○大浜浩志環境部長 外来種対策という側面もありますので、農林水産部としっかり連携して取り組んでいきたいと思っています。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 陳情第20号の3石垣市振興に関する陳情において、石垣市へ国立自然史博物館建設を誘致することということですが、まだ場所を特定して議論する段階ではないと思いますので、そこに言及することはしません。したがって、皆さんの陳情処理方針を沖縄全体で誘致を決めることが大事だという思いで質疑したいと思います。この間、時間がなくて詰められなかったのですが、マスタープラン2017を発表して、たしか沖縄県の準備室ができたということでしたよね。

○大浜浩志環境部長 沖縄県の準備室ではなく、日本学術会議の提案をした関係者が設立準備をしております。そこを実行委員会に上げて、基本計画を策定するという流れでございます。

○糸洲朝則委員 報道によりますと、岸本先生あたりが出ていますよね。沖縄出身でもあるし—学術あるいは行政、場合によっては自然保護団体など、かなりのスタッフを集めて当たらないといけないと思います。この場合、行政の皆さんは実行委員会とどういふかかわり方をされるのですか。

○金城賢自然保護課長 日本学術会議の有志の方を中心に自然史博物館準備委員会が設立されております。この準備委員会とは、準備委員会が作成した普及啓発のためのパンフレットについて意見交換をしまして、まだ決定ではないのですが、第4回目のシンポジウムをことしの11月に開催したいということで、シンポジウムの話などをしていきます。準備委員会とはそういった形で連携しておりますが、今後の準備委員会とのかかわり方や、今後、設立委員会をどのように持つかについては、また意見交換をしていきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 学術会議も構想を発表するまでの仕事だと言われておりますし、これを実質的に設立に向けて進めていくには実行委員会や準備委員会、ひいては準備室—マスタープラン2017を読んでいても、準備室そのものが自然史博物館の職員になるというようなところまで言っていますので、構想を練って、設立までというプロセスは物すごく大事だと思います。ですから、そこにどういふ人たちがかかわってくるか。いろいろ想像しても、なかなかそこまで思いが至りませんが、少なくとも東京都の国立科学博物館あたりとはかなり密度の濃い連携をとらないといけないと思うし、最初の構想は向こうを中心にして北と南、その南が沖縄ということからスタートしていますので、沖縄の果たす役割というのは、国内のものも含めて、何よりも東アジア、東南アジアへ向けて

網羅したものとなると物すごく壮大な構想になります。その辺も含めて、県がどこまでかかわっていけるかというのがすごく気になるし、また、かかわってほしいと思います。琉球大学の話も出ていますが、対策室のようなものを県においてもいいのではないかと思うのですが、どうですか。自然保護課の中に何かそのことに特化してできるような体制をとれますか。

○金城賢自然保護課長 マスタープラン2017の中にも学術会議としてのいろいろな構想があり、その中には琉球大学との連携やいろいろな施設などが具体的に書かれていますが、あくまでも学術会議のマスタープラン2017の構想でございます。これを実現するためには、国立自然史博物館なので、国が運営主体として決めないといけません、今のところ国としてもどこが所管するか決まっておられません。県としましては準備委員会とも協力しながら、国への要請などを展開していかないといけませんので、どういった形をとれば一番進んでいくのかについては、過去の事例を研究しながら、少し時間がかかるかもしれませんが、しっかり実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。自然保護課の中に対策室のようなものをするということについては、検討をする中で出てくることになるかもしれませんが、いずれにしましても、県としてはしっかり検討していきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 パンフレットをつくったということですが、できれば委員に配付して少しでもイメージを醸成していかないと、このプロジェクトはなかなか難しいと思っております。やはり機運をどう盛り上げるかというためのパンフレットだと思し、各界各層、場合によっては学校現場まで配布するぐらいの啓蒙があってもいいのではないかと。今後、行政も要請し、議会も要請するところまで持っていくのが我々の仕事ではないかと思うのですが、いかがですか。

○大浜浩志環境部長 パンフレットにつきましては用意してありますので、配付をしたいと思っております。そのために準備委員会としっかり調整をしてつくり上げてきたというところがございますので、ぜひ一読してもらって輪を広げていきたいと思っております。先ほど自然保護課長からありましたが、国のどの機関が所管するのかも決まっておられませんし、そこが一番の課題かと思っておりますので、そういうところを一平たく言うと、ここに向いてもらうような動きを、今後、やっていかないといけなところがありますので、ぜひ県議会の中でも盛り上げていただくようよろしくお願ひしたいと思っております。また、環境部としても一生懸命頑張っていきたいと思っております。今、お配りしてお

りますが、今年度はこれをつくっておりますし、シンポジウムを開催する準備もしております。ことしは北部地域で行おうということで検討しております、皆さんにも御案内しますので、ぜひ御参加のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 陳情第80号沖縄県における外来種侵入予防対策の強化に関する陳情ですが、ヒアリのニュースがありまして、沖縄県では発見されていないということでしたが、東京、大阪、名古屋では見つかっていて、沖縄は気候的に暖かいということで、一旦入ってしまえば防ぎようがない状況になると研究員の方がお話ししていました。台湾では政府を挙げていろいろな対策をしているのですが、なかなか対応し切れなくて、刺される人が多いとか、家畜が刺されて成長できずに廃業に至った方がいるという話も聞きました。県としてヒアリの水際対策はとても重要だと思いますが、台湾に近いこともあるし、東京、大阪と比べて気温が高いということで危惧されるのですが、県としてはどういった水際対策をしていますか。

○金城賢自然保護課長 委員からありましたように、全国でヒアリが発見されているということが報道されております。一昨日も環境省が那覇港で緊急的な調査をしております、その中でも沖縄県では見つかっていないということです。県としましては、ヒアリだけではなく、外来種の総合的な対策事業を平成27年度から立ち上げています。平成28年度に専門家の検討委員会の中で、ヒアリが台湾まで来ていて、地理的にも近く、物流の関係等もあって、ヒアリが入ってきた場合は人的被害などの可能性があるため、水際の対策や発見するための調査が必要であると専門家の助言をいただき、平成28年度に補正予算を組んで対策を行っております。具体的には、沖縄科学技術大学院大学—O I S Tに委託をして、既に25カ所にトラップを72個設置しています。水際として石垣港では通年トラップを設置していますし、那覇港についても近々トラップが設置されることとなります。平良港なども専門家が行って調査をしております。まずは入れないということが一番重要で、もし入った場合は少ない個体数をすぐに駆除することが重要です。平成28年度からO I S Tと連携しながら全県的に調査をしている中では、幸い今のところヒアリは見つかっておりません。今年度も引き続き、さらに那覇港や本部港などについてトラップを仕掛けるなりし

て、水際対策をしっかりとしていきたいと思っております。

○上原正次委員 大阪府で女王アリが発見されたということです。女王アリは羽があるので、最初の段階で対策しないと大変だということです。ヒアリは一般の人が見ても普通のアリとなかなか判別がつかないということで、琉球大学の先生がサイトをつくって公表しているのですが、県民にこれがヒアリだということを周知することが大事だと思います。県としてはどのような周知の仕方をするのですか。

○金城賢自然保護課長 ヒアリは特定外来生物ですが、特定外来生物については国の役割、県の役割があります。今、環境省とタイアップしながら、周知のためのチラシを至急作成しております。確かに沖縄にはかなりの在来のアリがいるわけですが、個体が2.5ミリメートルから6ミリメートルということで、すぐには見分けがつかないと思います。一般の方がわかる、または実際に刺されないようにということについて、周知のためのパンフレットを鋭意作成しておりますし、そういった情報をどのように収集して県民に還元するかについては、これから専門家と鋭意検討していきたいと思っております。

○上原正次委員 ぜひ万全の対策をお願いいたします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 ヒアリについては全国的に調査が入っていると思いますが、県としてはどのような体制でどういう調査をしているのか。県の関与はどのような状況ですか。

○金城賢自然保護課長 繰り返しになって恐縮ですが、県内25カ所に75個のトラップを設置して、全県的に調査をしています。石垣港ではこれまで通年型のトラップも設置していますが、昨年度は緑地4カ所において単位時間採取法や踏査をしております。那覇港、中城湾港、本部港でも単位時間の採取や誘因物による調査—ヒアリが好む物質を置いてヒアリを確認するということをしております。平良港、本部町の備瀬でも目視調査を行っております。また、港湾課と調整して、那覇港にも通年型のトラップを近々設置するというので、全県的にトラップを設置しておりますし、今後の状況によってはさらにふやしてい

くということで、まずは水際の対策をしっかりしていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、環境省を含めて国と国の出先と県の連携が最も大事な話です。基本的に外国由来の輸入品に関しては国の動植物検疫が中心となっていて、なおかつ沖縄県として国の不足する部分をどう濃密にしていくかがポイントだと思っています。この辺の仕分けと国との連携が最も大事だと。県独自でやるべきことと国がやるべきことは別ではなくて、連携が最も大事だと思っているのです。その辺をどうするかという話が1つ。もう一つは、外国からの輸入品に関しては国の機関で基本的なチェックはされていますが、あえて沖縄県が他府県からの移動の物まで検査するということについて、その密度と調査のあり方には相当のエネルギーを要します。その部分はどうするのですか。

○金城賢自然保護課長 ヒアリについては、5月末に国内で発見されたということがあって、環境省においてもいろいろと調査をしております。まず港湾に物流で入ってきて—これは非意図的に入ってくるわけですが、その施設の管理者との連携や、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律—外来生物法を所管する環境省と地元の環境を所管する沖縄県の環境部で調整をして、緊急的な調査をしていますので、これを全体的にどのようなしていくかについては、まさしく近々に詰めていかないといけないと思っています。また、既に入ってしまったものについては、外来生物法では移動などが禁止されていて、わかっている移動すると罰則があるのですが、非意図的なものについては外来生物法の中でも規定がないものですから、そこは課題だということは国も言っています。外来生物はたくさんいますので、それを全てどのようなかというのは非常にエネルギーの要る話なので、今、指針の策定をしているところですが、それを含めて—また、外来生物の全てが悪さをするわけではなく、緊急的に対策しなければいけない種を絞りながら、非意図的に入ってくるものをどのようなかについては、専門家の意見も踏まえながら、鋭意検討させていただければと思います。

○座喜味一幸委員 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例—外来生物の侵入防止に関する条例を我々がつくったときに大分議論をしたのですが、私は今の条例は改正すべきだと思っています。埋立土砂に限ってつくりましたが、最初は辺野古だけだと言って那覇空港には他府県からの土砂の搬入はありませんと言っていました。設計が変更されたらこ

れも対象になってきます。今後はどうなるのかという話もあるし、外来生物には、農林水産物や動物等々を含めて有益なものもありますが、根本的に地域の多様性を壊す害のあるものもいるという幅広い立場で考えないといけなくて、今の時代は人の流れ、物の流れが大きくて、これをとめられない。その流れをとめられないとすると、外来生物の侵入防止に関する条例だけではなく、多様な有害な生物をきちんと特定して、それに関してどのような形で水際での防止ができるか。外国からのものはどうするのか、他府県からのものはどうするのかというような整理をしないといけません。また、それが行き過ぎると商業というか物流が完全に途絶えます。皆さんは土砂はほとんど入っていないという答弁をされましたが、事実として外国から入ってきた砂もあるし、石もあるし、離島には全部入っています。土砂等に関して言えば、メイクマン等に行くと石、砂、軽石、赤土というものから、植物も入ってきています。農業では牧草も入ってきています。そのようなもろもろが大量に入っている事実を整理して、その中で客観的に物事を判断していかなければならない時期になっています。外来生物の侵入ということ、あえて国が行っている基準を超えて沖縄県独自でやるとすると大所高所からの再整理が必要だと思っております。外来生物の侵入防止に関する条例をつくったことをきっかけに、そういう議論もするべきだと思うのですが、いかがですか。

○金城賢自然保護課長 委員がおっしゃったように、外来生物にはいろいろな種類、かなりの数があります。外来生物が全て悪いかというとそうではなく、例えば、グリーンアノールやタイワンスジオなど、在来の昆虫や希少なトカゲなどを食べてしまうような肉食系のものについては緊急的に捕獲の手法など一外来生物の中でも緊急的に対策しなければいけないもののリストアップもそうですが、全体的にいろいろなものが入ってくる中で、まだ入っていないもの、既に入ってしまったものをどうするのか。また、農林水産部との調整もあります。そういった総合的なことを考えていかないといけないということがありまして、我々としては外来の生物がどれだけ入っていて、どのようなものがあるということリスト化しながら、今年度中に指針を作成しよう。その中において、外来生物に対応する優先順位をつけたり、国の役割や県民の役割などについても示しながら、全体的にどのような外来生物の対策ができるのかということ専門家の意見も聞きながらまとめているところです。そういったことを踏まえながら、総合的に沖縄県の豊かな生物多様性、希少な生物を守るための対策をしっかりと行っていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 メダカの調査も一生懸命しましたが、ヤンバルの手前までメダカが探せないということテレビで見たのです。環境を保全することは非常に大事なことです。経済成長と人の流れ、物の流れの中で、固有な自然、生態をどう残すかということが大事だということはわかるので一私は、はっきり言って、外来生物の侵入防止に関する条例というのは極めて政治的で、偏向した条例だと思っていて、本来の外来生物をどう守っていくかという方向に議論を進めていただきたいという希望を申し上げます。

もう一つは、陳情第78号軍事基地の建設と米軍及び自衛隊による訓練を沖縄県環境影響評価条例の対象事業に加えることを求める陳情について、処理方針が余りすっきりしないということと、本会議で、環境影響評価—環境アセスの対象にすべきだという質問に対して環境部長が緩い答弁をしていたのではないかということ。それから、米軍基地に関しては環境アセスの対象ではないが、沖縄防衛局に対して申し入れるという話等があつて、こういう話は行政の法律、条例のレベルでは明確な答弁が必要だと思っております。関係機関等から意見を聴取しながら検討していくということですが、本来、環境アセスに係る開発事業の種目等によってそれぞれの環境アセスの面積等々が決まっていると思えます。これは沖縄県独自で決められることなのか。全国的な基準が設定されているのではないか。よほど特別な事業に関することは地域の条例であるかもしれませんが、沖縄県で決められる特別な要件には何があるのか、教えてください。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価法と環境影響評価条例がありますが、条例につきましてもは20の事業、法につきましてもは13の事業を列挙しております。法に関しては国が関与する事業でございますので、民間事業はありません。条例につきましてもは、ゴルフ場などの民間事業が入っておりまして、道路や空港などの事業も指定しておりますが、対象となる規模につきましてもは法よりも小規模な事業から環境影響評価の対象になっております。これはどういうことかと申しますと、法律は全国一律で100ヘクタールとか、滑走路は2000メートル以上などということがありますが、これは北海道でもされますし、沖縄でもされます。ただ、地域的に考えると、沖縄は狭隘なところなので規模を縮小して定めていただいております。一般的に言いますと、土地開発事業という面的な事業につきましてもは、国は大体100ヘクタールを基準にやっていますが、本県ではゴルフ場は大体20ヘクタール、土地区画整理事業は30ヘクタールというような一定の規模を設定しております。今、おっしゃっている自衛隊駐屯基地は事業種の中に入っていないので、今のところは対象事業ではないということのはっきりしております。ただ、事業を行うにしても環境配慮が必要だろう

ということと、北部訓練場のヘリコプター着陸帯につきましては沖縄県の北部地域の自然環境に最大限配慮するということで、沖縄防衛局は自主的な環境アセスもしておりますので、こういう観点も含めて自主的な環境アセス意向はどうかということと、行わない場合は、これに対して地元が懸念している地下水などの調査といったものを公表することはどうかということをも6月20日付の文書で求めている段階でございます。

○座喜味一幸委員 今、言っているゴルフ場等々については全国的な横並びを見ながら決めているという理解でいいですか。沖縄独特のものですか。

○大浜浩志環境部長 法律ではなく、条例でほとんど規定されております。

○座喜味一幸委員 ですから、沖縄単独でこれだけだと決めているわけではなく、どういう形でその辺の……。

○大浜浩志環境部長 事業種として、他府県の条例ではゴルフ場の建設事業は入っているところが多いです。規模については100ヘクタールなどいろいろありますが、沖縄県は20ヘクタールという設定をしているところでございます。

○座喜味一幸委員 そういう意味では、北部訓練場なども森林帯で、開発するに当たって自然に十分配慮しなければならないという、ある意味で行政の立場からの協力依頼、ぜひ把握してくださいという行政指導的な部分があって、お願いしたら相手もそうだと乗ってきた程度のことだと私は理解しております。条例では明確に環境アセスに関することはこうだということがあって、関係機関から意見を聞いてまいりたいということは検討するという話になるので、その辺は今後の課題として残るのですか。

○大浜浩志環境部長 処理方針にございますが、沖縄県環境影響評価条例の対象事業云々と書いてありまして、基地の建設や訓練については対象ではないということは明確でございます。ただ、全部排除するかということについてはいろいろなことがあると思いますので、基地という事業種ではなく土地を一定程度を改変する造成事業は他府県でもされておりますので、我々としてはそういう造成事業は入っておりませんし、複合的な影響なども入っておりませんので、ほかのところの条例も見ながら検討していきたいということでございます。

○**座喜味一幸委員** 環境を保全するという原点から、最近はいろいろな意見があって、こういう環境保全が政治運動のようなものに使われている傾向もあるわけで、しっかりと中立公平性を持って環境行政を進めなければ振り回されてしまいますし、県民に対し疑問を発してしまうという部分を非常に感じます。その辺はしっかりとしたスタンスで、県の環境行政がどうあるべきかというような自信と技術的な知見を持ってやっていただきたいということを希望します。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 新規の陳情第78号軍事基地の建設と米軍及び自衛隊による訓練を沖縄県環境影響評価条例の対象事業に加えることを求める陳情ですが、趣旨が重なる要請が沖縄市長から皆さんのところにも出ていると思います。キャンプ・キンザーの倉庫群の移転地に沖縄県環境影響評価条例を適用して環境アセスを行ってほしいということが、切実な要請として上がっているわけです。その背景にあるのは、一旦、米軍が使用を始めてしまうと、そこにコミットできないまま中で環境汚染があって、たまたま発覚して知るとか、返還後にわかるということが日常的にあるということと、実際には騒音規制があったとしてもナシのつぶてといたしますか、最初から空文化するような一相手が運用上支障がない限りは守るということになると、夜間であろうが、早朝であろうが、その規制はずるずると空洞化していくという意味では、一旦囲われる土地の環境に対する危機は非常に高いわけです。米軍基地ではそうなのですが、自衛隊基地でもそうなのですか。国内法の適用や環境監視のシステムなどは、少なくとも自衛隊基地であれば、それがわかるような継続的な監視の中に置かれるということでもないのですか。

○**大浜浩志環境部長** 自衛隊基地は米軍の基地ではなく一般的な地域で、本邦の法律が行き届くところでございますので、基本的には環境法が適用されます。米軍基地の中で日本側がいろいろな工事を行うときには日本国の法律がかかりますので、キャンプ・シュワブでは沖縄防衛局が環境影響評価を行って事業を行っている状況です。それが米軍の直轄事業として行う場合には適用されないという流れになっていると理解しております。

○**仲村未央委員** 沖縄市の場合は面積要件でも40ヘクタールあるので、十分に

大規模な事業者と見立てることができるのではないかという要請が皆さんに繰り返してきていますが、建物もばらばらで目的も複合的にあるものの影響についてどう適用していくかということに関しては、皆さんからストレートに条例を適用することには至っていません。ただ、今回の場合は種を指定して一つまり、環境の面積要件と業種がありますよね。自衛隊なり米軍なりの活動に対して種として適用させるべきではないかということがありますが、そのあたりはどういう認識なのですか。

○大浜浩志環境部長 先ほど申しましたとおり、対象事業の種類は道路や空港などの事業を特別にかけておりますので、自衛隊の駐屯基地などの事業種はないこととなります。また、沖縄市で行っているプランについても事業種としてはありませんが、事業種であったにしても、ある一定の規模以上でないと対象事業ではないということがございます。ですから、道路をつくるにしても、1メートルつくるのに環境アセスを行うということではなく、10キロメートルなりをつくる事業について環境影響評価を適用していくという流れなので、事業の種と規模ということと、法と条例の目的でもあります。土地の形状の変更で環境に著しい影響を与える事業ということがありますので、こういった形での影響があるかということもきちんと調べないといけないということでの処理方針だと理解していただければと思います。

○仲村未央委員 事業の種の中で、他府県と比較しても比較しようがない活動が沖縄の場合には日常的にあるわけです。他府県では問題にならないが、実際には米軍基地の環境影響評価というのが非常に深刻で生活と切り離せないのが、他府県の条例レベルの比較だけでは足りないという視点を求めているのが沖縄市の要請だと思うのです。皆さんの処理方針には平等性や比例原則という言葉も出てきていますが、実際に上がっている現場の要請に対して、県として関与をする具体的な担保がどのようにとれるのかというところが、現実的に要求が強いと思います。その辺はいかがですか。

○大浜浩志環境部長 そういうところが我々の一番の課題かと思っております。ただ、事業種としては今述べたものでございますが、1つの事業をターゲットにすることは比例原則の面から難しいところがございますので、一定程度の土地の形状の変更をどう捉えていくかというところで、他府県でもこういうものをいろいろと展開しておりますので、そういった情報も収集しながら、今後、条例の検討をしていきたいという趣旨でございます。

○仲村未央委員 検討していきたいという中には、実際に条例を適用する余地といますか、可能であろうというような範疇も含んでおっしゃっているのですか。それが条例適用の対象になる可能性は排除されないという趣旨なのですか。

○大浜浩志環境部長 事業の種類としては難しいかと思いますが、環境という視点から考えますと、土地の形状の変更は環境に影響を与えるということがございますので、その辺の視点から対象事業となるのかどうかというところを研究し、検討している状況になります。

○仲村未央委員 条例上の対象の事業は、事業種と規模ですよ。今、おっしゃる形状の変更というのは、規模の範疇として捉えているのですか。

○大浜浩志環境部長 土地の形状の変更というものでございます。

○仲村未央委員 それでは、土地の形状の変更も、規模と、さらに要件として環境アセスの対象の重要な視点になるわけですね。

○大浜浩志環境部長 そのように理解しております。

○仲村未央委員 規模にしても、法より下回ることが逆にこちらの要件になるわけで、そういう意味では、法が受けとめないものを県としていかに拾っていくかという部分もあるでしょうし、今の形状の変更という意味での具体的な環境の評価というのは、特に囲われてしまう見通しがあるところについてどれだけ最初の場面で県がかかわるのか、そして、継続的にさらにかかわるのかということが技術的にも担保されることが求められていると思うのです。加えて、私が種のことは排除しないで検討してほしいと思うのは、やはり他県とは圧倒的に違う。特に米軍基地の過密さから言えば、それは捉えるべき1つの事業種として一実際には治外法権でなかなか立ち入りもできないのですが、少なくともそこから派生する問題が具体的にあるというのは沖縄県の非常に大きな特徴なので、そこはもう少し考えてもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○大浜浩志環境部長 これは地域特性なり、事業特性なりになると思いますの

で、環境影響評価もその形での見方をしております。地域での特性がどのようにあるのかということもあると思いますし、他府県でなぜこの事業を行ったのかということ調べないといけないということもございますので、他府県の状況も検討したいという意味での処理方針でございます。

○仲村未央委員 この件はたまたま宮古島市から出ていますが、沖縄市からも継続的に要求が強いので、合わせてそこはどうなのだろうということでお尋ねしました。

もう一つは、陳情第80号沖縄県における外来種の侵入防止に関する条例について、条例をつくる段階から包括的な格上げは議論になっていましたよね。経済活動の中でも、意図的な持ち込みについては国の水際の対策がとても有効に機能すると思いますし、また、すべきだと思いますが、非意図的な混入については自治体側の役割分担といいますか、行動計画上もその辺の対策が非常に難しいこともあり、国で行うにも自治体の関与なくしてはできないということがあります。そういう意味では、当時、どこまで輸入品や経済活動も含めてコミットさせられるのか、県として整理ができるかということところが非常に大きな課題だということがあったのですが、そこから1年、2年たつ中で、包括的な条例への格上げの皆さんの段取り、見通しはあるのですか。少なくとも対象種を絞り込んだ上での対策、または地域一沖縄21世紀ビジョンにあるようなサンクチュアリ的な部分を取りあえず捉えてそこをやるとか、そういう限定的なものでもいいので、条例の格上げのスケジュール感はありますか。

○金城賢自然保護課長 総合的な外来種対策事業につきましては、平成27年度から取り組んでおります。平成31年度までということで、全体的なスケジュールとしましては、平成27年度に立ち上げて、県における外来種の侵入の状況などを調べております。あわせて緊急的に対策をしなければならない肉食系の外来生物—具体的に言いますとグリーンアノール、タイワンスジオ、クジャク、イタチなどの対策、あわせて今はヒアリも行ってしておりますが、そういった調査をしつつ緊急的にしなければいけない対策ということで行っております。それを踏まえて、県において外来種がどこまで入っているのか、こういったものが入っていて、さらに緊急的に行わなければならないものがあるのか、そういったリストアップをしながら、あわせて国や県、市町村、県民の役割を示した指針を今年度中にまとめたいと思います。これはあくまで指針なので、これを踏まえて具体的にどうするのかということ平成31年度までに行動計画としてあらわしたいと思います。どうしても外来種はかなりの量に上りますし、外来種

そのものの特質はかなり多様なので少し時間はかかりますが、まずは指針を今年度中に策定し、それを踏まえて行動計画を平成31年度までに策定したいというのが大まかな流れでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議案及び陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情の採決の順序などについて協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情の採決を行います。

まず、乙第5号議案沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案の条例議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について及び乙第10号議案県道の路線の認定及び廃止についての3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第10号議案の議決議案3件は、可決されました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情25件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきまし

ては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました視察調査日程について、今後の調整において、日程及び視察箇所等に変更が必要となる場合の取り扱いについては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼